

令和3年度第2回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和4年3月1日(火)

14時00分～16時45分

場所 市役所5階 第4会議室

出席者 出石 稔会長 川戸 裕佑副会長

石田 晴美委員 牧瀬 稔委員

安達 健委員 吉原 和行委員

事務局 市民協働部 石井 聡次長

市民協働課 川嶋 名津子副主幹、今野 仁介主事

【市民協働部・石井聡次長】 ハイブリッドで、お互いに聞き取れない部分、あるいはコミュニケーション取りにくい部分もあろうかと思いますが、何かありましたらおっしゃっていただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、一つ目の審査案件に入りたいと思います。

まず最初は、図書館の逗子市第三次子どもの読書活動推進計画からになります。

それでは、以後の進行は会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【出石稔会長】 それでは、久しぶりになるかもしれませんが、思い出していただきまして、今説明もありましたように今日は、これから市民参加を行う審査案件、市民参加の手続きの事前の審査案件になります。

まず、1番目、第三次逗子市子どもの読書活動推進計画、図書館ですね、図書館の館長お願いいたします。

【図書館・塚本志穂館長】 図書館です。よろしくをお願いいたします。

今回、市民参加の対象事項といたしましては、第三次逗子市子どもの読書活動推進計画こちらの策定に対する市民参加の手続となります。

まず、こちらの事業概要といたしましては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、逗子市の読書活動を総合的に推進することを目的にこの計画を策定いたします。

対象者といたしましては、ゼロ歳から18歳までの子どもとその保護者、子ども読書活動に関わる全ての市民、地域、学校と行政、関係機関となっております。実施する市民参加の方法と

いたしましては、パブリックコメント、懇話会等、あと意向調査ということでのアンケート調査を実施する予定となっております。

以上です。

【出石稔会長】具体的な予定を説明してもらえますか。

【図書館・塚本志穂館長】具体的な予定といたしましては、まず、懇話会等のところなんですけれども、各表、調査書の1の付表のところになります。逗子市子どもの読書活動推進懇話会というのを立ち上げます。こちらのほうの構成としましては、市民1人、学校関係者1人、教育長が必要であると認める者が2人、アドバイザー1人の合計5人の構成となります。市民1人ですので、市民割合としては20%になります。先ほど言いましたように、これから懇話会、立ち上げになりますので、構成メンバーの名簿としての一覧の案は、こちら一緒にお示した状況になります。

子どもの読書活動に関わる学校関係者といたしましては、市内の小・中学校長から1名を選出、教育長が必要であると認める者といたしましては、教育部の子ども、保育担当の課の職員、あとは子どもの読書活動推進に携わる者ということで、こちらは職員に限らずというところで選出しているところでございます。

調査書1の付表のところ、読書に関するアンケート調査になります。こちらは申し訳ございません、もう既に実施済みの状況となっております。こちらは市内にある保育園、幼稚園、小・中学校に通う年長児の保護者、小学校3年生、5年生、中学校2年生を対象といたしまして、調査を行いました。

【出石稔会長】それでパブリックコメントですよ。

【図書館・塚本志穂館長】そうですね。すみません、スケジュールとしましては、パブリックコメントの実施は令和4年12月から令和5年1月という形になります。令和5年3月に教育委員会定例会にて議案として提案をし、承認してもらおうと、そのように考えております。

【出石稔会長】それではただいまの件につきまして、ご意見やご質問がある方はお願いいたします。

【吉原和行委員】いいですか。

【出石稔会長】お願いします。

【吉原和行委員】2つありまして、一つは、読書計画というのはどういうものかというのは全く分からないので、こういう形の市民参加でいいのかというのはちょっと判断しにくいなと思います。

もう一つはパブリックコメントは令和5年1月になりますが、そのときに、案に意見を反映すべきということがあれば、時間的に意見が、パブリックコメントの意見を受けて場合によってはもう一回議論するような、そのような場合は時間的にやっつけられるんですか。

【図書館・塚本志穂館長】ではまず1番目の子ども読書活動の推進計画というのがあります。確かに資料としてお示ししていなかったもので、イメージがしづらいと思います。

こちらはもう三次計画というところで、二次、一次とつくってはいるんですけども、そもそも国のほうで子どもの読書活動の推進に関する法律というのが定めております。こちらに基づきまして、県のほうで推進計画をつくり、さらに平成24年に、県のほうから、各自治体のほうで作成しなさいというところで、3つの基本的方針というものが示されておまして、家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組、子どもの読書活動を支える環境の整備、あとは子どもの読書活動に関する意義の3つというところが基本方針となっております。

あとは5つの子ども読書活動推進のための方策というものがありまして、家庭における子どもの読書活動の推進、地域における子どもの読書活動の推進、学校等における子どもの読書活動の推進、民間団体の活動に対する支援、あとは普及啓発活動というところが5つの方策となっております。その柱に基づいて逗子の図書館ではどのような活動を行っていこうかというところなんです。

【吉原和行委員】これ初めての取組なんですか。それとも定期的に。

【図書館・塚本志穂館長】計画自体は5年に一度見直しを行っております。ですので、今回三次計画となっております。

【吉原和行委員】できればその前に、どんな計画になったのかというのが分かれば、イメージがつかめるかなと思います。

【図書館・塚本志穂館長】すみません。事前資料でお渡しできていなくて、申し訳ございません。

もう一つスケジュールのほうです。確かにご指摘いただいたとおり、このタイミングでパブリックコメントを実施し、その内容を集計等を行い、その報告もする。その後これがこのままいけばいいですけども、確かにもう一度パブリックコメントとなりますと、ちょっと令和5年3月の定例会というので承認というのは、確かにかなりタイトなスケジュールだなと思っております。そのあたりは第3回協議会、2月中旬開催といいますのも、こちらは逗子市の図書館協議会という場がございまして、こちらにつきましては、今回の計画の中では特に市民参加の手法には入っておりませんで、図書館から協議会の方に活動、事業を行っていますという

報告の場となっております。というところですので、この2月中旬開催というよりも、フレキシブルに動かせる状況となっておりますので、パブリックコメントの実施1月予定で、開くまで分からないところもありますけれども、以前はもう一度パブリックコメントをかけるといった状況にはなりませんので、前回と同様のスケジュール感ということになっています。

【出石稔会長】この図書館協議会に公募市民は入っていないんですか。

【図書館・塚本志穂館長】はい。

【出石稔会長】公募市民は入っていないんですか。

【図書館・塚本志穂館長】懇話会のですか。

【出石稔会長】いやいや、図書館協議会。

【図書館・塚本志穂館長】いや、入っております、1名。

【出石稔会長】入っているなら、これそのまま市民参加にならないんですか。

【図書館・塚本志穂館長】市民参加の手续の審議会というところにも、立てられるんですけども、今回ちょっとこちらの推進計画のほうは外しております。

【出石稔会長】その理由は。例えば20%いかないなら外すのは分かるけれども、いっているのに入れれないというのは理屈にならない。どっちなのですか。市民参加をしているなら、ちゃんと上げてください。

【図書館・塚本志穂館長】こちらのほうの手法に。

【出石稔会長】むしろ望ましいことですよ。何で入れないのか教えてください。この懇話会のほうをつくるのはいいんですけども、懇話会が市民参加の手法の1つにするのはいいとして、図書館協議会は市民参加の手法には入らないのかどうか説明してください。

【図書館・塚本志穂館長】入ります。入れることはできます。

【出石稔会長】できますじゃなくて、入れなきゃいけないんじゃないですか。市民参加するんだから。だから何で、それをやっている事務局にも確認します。これは確認しましたか。

【市民協働部・石井聡次長】協議会でこの計画に関しての意見聴取をしないですよ。

【図書館・塚本志穂館長】しないです。

【市民協働部・石井聡次長】しないですよ。

【出石稔会長】報告だけ。

【図書館・塚本志穂館長】はい、報告だけです。

【出石稔会長】だから、今のご質問に対して、これは市民参加じゃないから、そこで意見が出て、変えるということにはならない。

【図書館・塚本志穂館長】 ならないです。

【出石稔会長】 分かりました。

いいですか。ほかいかがでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 はい。

【出石稔会長】 どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 今回審査なので、法律ではやるということでは分かっているんですが、最初にアンケートを取ってから、今後集まってどうするのか決めるという流れですよ。

【図書館・塚本志穂館長】 そうですね、はい。

【川戸裕佑副会長】 そうなるとアンケート取る、意向をとというよりは何か情報収集するだけのアンケートになる。となると、そこにどういう意味があるのかなど。

【図書館・塚本志穂館長】 アンケート自体にということですね。

【川戸裕佑副会長】 はい。

【図書館・塚本志穂館長】 アンケートの項目を拾って計画のほうにそのエッセンスを。

【川戸裕佑副会長】 というか計画というのは、そもそもこうしたいというのがある上で意向を調査することが目的なのかと思うのですけれども、その現状を知るためにアンケートするというのが市民参加になるのかなというのが、どうなのでしょう。

【出石稔会長】 規定のとおり解釈していいと思うのですが、対象事項に係る調査項目を設定して、定めた期間内に、市民に当該調査項目に対する回答を求めるものにあたるのかというところですよ。

【川戸裕佑副会長】 これは市民に対しての意見を聴取する。

【出石稔会長】 内容を、例えば案の、この読書活動推進計画の案をアンケートするんじゃなくて、こういうものを策定するに当たっていろいろな項目について、例えば読書時間はどれくらいとか、正直、僕は見えていないから分からないけれども、そういったアンケートを取ることをおうとしている。

【図書館・塚本志穂館長】 そうですね。

【出石稔会長】 多分合っている。先にそれを踏まえて、計画をつくる前段なんです。計画をつくったのに対して、意見を聞くのがパブリックコメントです。その前に、いろんな情報を集める意向調査をした上で、計画をつくりましょう。それをつくる過程に懇話会が意見を、懇話会で述べましょう。できたものを、内容をパブリックコメントしましょう。こういうストーリーです。

【図書館・塚本志穂館長】はい、そうですね。

【出石稔会長】これ自体は何とも思っていないです。

市民参加の手法として意向調査、アンケートというのはそういうものです。

【吉原和行委員】僕もそれでいいと思います。

【出石稔会長】川戸委員が言っているのは、計画についてアンケートを取る。

【川戸裕佑副会長】いえ、アンケートというのは意向を知るためにやるものだとすると、意向がないのに何を調査するんだという疑問です。

【出石稔会長】だから、読書活動を進めるためにいろいろな、何でしょう、どれぐらい本を読んでいますかとか。

【図書館・塚本志穂館長】そうですね。現状は。

【出石稔会長】ほかにはどんなことですか。

【図書館・塚本志穂館長】現状まず、読書をしていますか。するとしたらどういった手法でやっていますか。図書館には来ていますかというところで、現状はこの対象の子どもたちや保護者などがどのような読書活動を、生活の中で読書というのをやっているかというのを調査することがアンケートとなっております。

【川戸裕佑副会長】それを踏まえて、こうしますというのを懇話会とかでもむ。

【図書館・塚本志穂館長】そうですね。アンケートを集計した結果、こういったところが弱いねとか、こういったことが望まれているんだというところが見えてくると思いますので、それを今度の計画に盛り込むと、そういったことを解消するためにこうしたほうが良いと、様々なことを盛り込むためのアンケートです。

【出石稔会長】あとで出てくるかもしれませんが、私ちょっと抜ける予定なんですけど、もうアンケートも当たり前で、本当に反映されているのという議論もあるんですけども、むしろそれはその後の評価の話なのかと。

【川戸裕佑副会長】ほかのやつも見たんですけども、アンケートのタイミングが一番最初ではなく、何かした後のアンケートだったりしたので、こういう一番最初にアンケートを取って、それを懇話会でやって、そのあとパブリックコメントをやっているんですけど。

【出石稔会長】それは、裁量じゃないですか。確かに最初に審議会等でスタートして、その審議会等を進めている中でアンケートを取るというパターン、当然あります。そのほうが多いのかもしれない。

【川戸裕佑副会長】審議する前にアンケートを取って、審議したかって言ったら。

【吉原和行委員】ニーズ調査みたいなものじゃないですか。

【川戸裕佑副会長】そういうことなのでしょうね。でもニーズに応じてこの内容が変わるものなのかなという疑問が生じまして、まあ理解しました。

終わります。

【出石稔会長】ほかはどうでしょう。

【市民協働部・石井聡次長】石田委員が挙がっています。

【出石稔会長】どうぞ、石田委員。

【出石稔会長】聞こえませんが、ちょっと待ってください。

【市民協働部・石井聡次長】すみません、ちょっとお待ちください。

もう一度お願いできますか。こちらの音声が高かったです。

【石田晴美委員】聞こえますか。

【市民協働部・石井聡次長】はい。大丈夫です。

お願いします。

【石田晴美委員】アンケート調査について事前にどういう実態を調査するというのは非常に重要なことだと思うんですが、アンケートの質問項目によって実態の把握が違ってくると思いますが、質問項目については、懇話会がまだ開かれていないから、審議とかしていないんですよ。それともどこかで審議をしているんですか。

【図書館・塚本志穂館長】アンケートの内容につきましては、図書館職員の中で決めておりました、それをほかの一般市民とかも含めて審議はしておりません。

【石田晴美委員】読書活動推進計画に出すためということであれば、ちょっとスケジュール的にもというのはあったと思うんですけども、やはり懇話会があるのであれば、アンケート調査案を懇話会に示して、追加するもの等がないかどうか確認してからアンケートされたほうがよかったのではないかなというふうに思いました。

以上感想です。

【出石稔会長】結構妥当なご意見だと思います。要は懇話会をまだ立ち上げていない。先に行行政主導、教育委員会主導でアンケートの項目を決めて実施して、それがまとまったら、これから懇話会を立ち上げようという動きかもしれませんが。確かにもうアンケートが終わってしまっているんで、そのこと自体は審査会にかかったのか、私も分からないですけども。

【市民協働部・石井聡次長】いや、かかっていないです。

【出石稔会長】その手順はちょっと、本来ならばまずいのかなと思います。

その流れ、なぜいったか。第三次だから、流れとしては第二次のところも同様ですか。

【図書館・塚本志穂館長】第二次も同様の流れでやっております。

【出石稔会長】その時には指摘されなかったんですか。

【図書館・塚本志穂館長】されていないです。

【出石稔会長】手順としてはちょっと気になります。

【図書館・塚本志穂館長】申し訳ございません。

【出石稔会長】石田委員からもありましたが、手続としては、方策は流れとしては、流れというか方策としてはいいんだけど、ちょっと手順というか、そのアンケートを行政だけで決めてしまったこととか、懇話会がその後立ち上げられるという流れとか、それからこの審査会についてそもそも、今年度、令和3年度の取組だったはずなのになかなかというの、ちょっと問題があるかな。

どうでしょうか。その辺の指摘はしたほうがいいですね。審査会の意見として、そういう意味ではどうでしょうか。

【吉原和行委員】条件つきじゃないですか。

【出石稔会長】委員の皆さんよければ、チェックのところは条件つきとさせていただいて、それぞれ皆さんコメントを書きいただければいいのですが、やはり手続上の瑕疵はあったんじゃないかというふうにしたいと思いますが、よろしいですか。

石田委員、よろしいですか、先ほど感想と言われたようなのですが。

【石田晴美委員】条件つきというと結構厳しいと思うので、適当でもいいんです。今後こういうことがあるときには、必ず質問は何らか市民参加で決めていただきたいなという、今後、要検討みたいな感じでもいいです。会長が条件つきと言ったら条件つきでもオーケーです。

【吉原和行委員】条件つきにしておかないと、広く役所の中で、今までのやり方は前例踏襲型だから、ここは修正したほうがいいんじゃないかというふうに分かるように、条件つきとかあえてしたほうが、市としても市民としても良いように思えますが。

【出石稔会長】これ三次なので、また四次があるでしょうから、先ほども申しましたとおり、二次のときに指摘がなかったから、そのままスルーで来ちゃったんだと思うんです。今回はそういう意味では条件つきの意味は、次の第四次のときにはこのやり方をちゃんと是正してください。ちゃんと市民に意見を聞いてアンケートを実施するということを条件、それでいかがですか。

じゃ、そのようにさせていただきます。

では、続いて、引き続き図書館。

【図書館・塚本志穂館長】 図書館もう1件ございます。

こちらは逗子市立図書館のサービス目標、こちらの改定となります。

現在、サービス目標のほうを2018年につくりまして、こちら5年での改定ということで、今回提出させていただいております。こちら1つ目の計画同様にアンケートが先行することになっておりまして、こちらの実施についても1つ目と同様に、事前に市民参加の手續にかけておりません。申し訳ございません。

こちらのほうは、実施する市民参加の計画としてはパブリックコメント、審議会と意向調査となります。こちらのほうはサービス目標ということですので、現在、図書館開館してから、平成17年に開館してから市民が利用しやすい図書館を目指し、運営を続けているところですが、その一方で、情報化の急激な進展や市民ニーズの多様化など、図書館を取り巻く環境が大きく変わりつつあることから、時代に適応した図書館サービスの向上を目指し、サービス目標の改定を行うものであります。

こちらのほう、こちらは審議会等というところで、逗子市立図書館協議会が審議会等のところになります。こちら学識経験者1名、学校教育関係者1名、社会教育関係者1名、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名、市民1名ということでの5人の審議会の体制となっております。

あとこちらのアンケートはこれからになります。調査票1の付表のほうには、実施期間、令和4年2月と書いてありますけれども、2月には実施できておりませんので、実施期間3月ということで訂正させていただきます。

こちら抽出方法といたしましては、図書館の来館者1,000名を上限にしたアンケートの実施を予定しております。こちらアンケートの対象者として、図書館利用者とした理由としましては、やはり直接的な図書館の中でのサービス、あと図書館の利用状況等を向上させていくためのサービス目標となりますので、実際その場にいらした方々へのアンケートを実施するということになります。

スケジュールといたしましては、アンケートの実施が、ちょっとこれ1か月ずれてしまっておりますので、アンケートの集計と結果公表につきまして、おのずと1か月ずつずれるような形になってしまいますが、その後の第1回図書館協議会、こちらでの素案の作成から、それ以降につきましては、もうこちらはずらさないような形で行っていきます。

第3回図書館協議会、パブリックコメント結果報告ということで、こちらのほうのスケジュールに載せておりますけれども、こちらはパブリックコメントが行われた後のものになりますので、こちら市民参加の手法としてのカウントにはカウントされないということで認識はしております。

雑駁ですが説明は以上となります。

【出石稔会長】それではこの件につきまして、ご意見等お願いいたします。

【吉原和行委員】また同じなんですけれども、このパブリックコメントの結果が第3回図書館協議会に反映する時間的な余裕というのが取れるんですか。そのパブリックコメントの内容によっては、再度議論するとかいうこともあり得ると思うんです。しかも今、アンケート調査等ずれたらパブリックコメントもずれるわけでしょう、これ。

【図書館・塚本志穂館長】ずれないように、したいところなんです。

【吉原和行委員】確かにパブリックコメントというのは、実施する時期が条例の何か細則に書いてありますけれども、もうちょっと前にしたほうがいいんじゃないのですか。例えば2回目の協議会の前にわたるようにするというのは駄目なんですか。そのほうがむしろコメントが反映されやすいんじゃないのですか、案をつくる上で。

【市民協働部・石井聡次長】事務局からよろしいですか。

基本的に事前の各課との調整も含めて、パブリックコメントは最終の案ができてからやっていきますという話にしています。もしもパブリックコメントで意見が堂々として出て、行政として変更する必要があつて、それをもう一度、懇話会なり、ここで言う図書館協議会のような審議会にかけるとなったら、もう一度パブコメはやってくださいというルール、考え方でやっていますので、ここで言う3回目の協議会は基本的にそのパブコメがこうでした、役所はこの案を変えます、変えませんという報告だけで、新たな意見は審議をしないという前提にしています。もしも審議が必要であれば、もう一回全体のスケジュールをやり直して、審議をもう一度協議会でやっていただいて、もう一回パブコメをかけないと最終案にはたどり着かないという考え方です。そうしないと案が変わったものを役所の責任で変えたのか、協議会、審議会に諮ってそちらの意見で変えたのかというところがはっきりしなくなってしまうので、こちらとしてはその委員会なりにかけたい気持ちもあるんですけれども、最終的な判断はもうその場合は役所のほうでやるという考えです。

【吉原和行委員】ただね、私、これ次のところで質問しようと思っていたんですけれども、パブリックコメントの結果というのをホームページで見ていたんです。あとで質問しますけれど

も、下水道の料金の値上げのところ、もう言ったらパブリックコメント出しても、説明会のほうにも書いてありますけれども、もうこれ審議会で決まっているから変えられないんですと言われて、意見出しているのに、これ採用してもらえないというふうに思っているんです、その方は。2人いましたけれども、パブリックコメントが形骸化しているんじゃないかという印象を与えかねないんじゃないですか。

だから、パブリックコメントはもうちょっとフレキシブルに開催時期を考えないと、だから、形式を整えているだけで、実質あんまり市民の意見というのを出しても反映されないシステムになりかねないんじゃないでしょうか。だから、もう少し実施時期をフレキシブルにすることも可能なんじゃないですか。確かに細則にはそう書いてありました、おっしゃったように。時期がこういう時期だと書いてある。それだったらもう何かいい意見が突然出てきたらどうするんだろう、対応できないと思うんですけれども。お尻も決まっている。決まっている案件結構あるみたいです。例えば、下水料金も多分あったと思います。そうするといい意見も黙殺されてしまう。そういうことになりはしないでしょうか。

【市民協働部・石井聡次長】こちらについても事務局からいいですか。

おっしゃるとおりパブコメ、かなりの件数をやっていますけれども、実際にほとんど意見がなかったり、あるいは意見をいただいたとしても反映に至らなかったりというのはご指摘のとおりだと思います。

ただ直近ですと、ちょっとほかの案件で申し訳ないですけれども、飯島公園、昨年審議いただいたと思いますけれども、Park-PFIを入れて、民間事業者の参入を得て公園を再開発するみたいな案件が今年動いたんですけれども、それは相当な数のパブコメが実際にメールなりでいただいたもの、あるいはパブコメの期間中に説明会を現地でやって、そこでいただいたものをパブコメ扱いにして、相当な件数が出て、それは意見を計画に反映したというよりは、もう実際のスケジュールをお尻はあったにせよ、ほぼスケジュールを組み直して、一度案から作り直したという事例もありますので、少なくとも直近で1件はありますので、必ずしも後ろが決まっているからパブコメを、意見を聞かないで終わるということではなくて、聞いた例、あるいはそれで事業が実際に止まっちゃっている例というのがありますので、ご指摘のとおりなるべくいいタイミングでいきたいと思います。

【吉原和行委員】私が言っているのは、フィードバックが効かないんじゃないんですかということ。

【市民協働部・石井聡次長】フィードバック、そういう意味では今の例はフィードバックが効

いて、実際に行政が決めたスケジュールはあったけれども、そのスケジュールをもうある程度そのとおりにいかずに止まっちゃったり、変わっちゃったりだとは思いますが。

【吉原和行委員】 そうやってお尻がずらせた場合はできたかもしれないけれども、お尻はもうこれで決まっているんですというようなことはありますよね。その場合には、フィードバック全然効かないですよ。

【出石稔会長】 根源的な問題もありまして、ちょっとそれるかもしれない、例えば料金改定なんかは、他都市とかはパブリックコメント適用外なんです。なぜかという、賛否しか出ないから。今言われたとおり、審議会にかけて幾らにするというのに対して、値上げだったらみんな反対、意見を言うとしたら反対なんです。それは反対によって変えられないというのは事実なんです。だから普通、本来は金銭徴収に関わる事項はパブリックコメントの対象外にするのが普通なんですけれども、逗子市は対象にしているの。そういう問題が実は裏にある。

それから、この問題は恐らく今言われた問題以前に、これも、やっぱりこれ見る限り分かるんですけども、令和4年度の事業として急に出てきた話なんでしょう、これ。だから、もう先ほど3月にアンケート調査が移ると言ったけれども、もともと2月にやること自体が先ほどの話と一緒に、審査会にかけないわけでしょう。つまり令和4年度の事業としてやらなきゃいけない、それを組んでいったらこうなっちゃった、だから、パブリックコメントから教育委員会承認まで期間が取れない、そうなっちゃう。だから、そもそもこの問題は市民参加制度を意識して事業を起こしていないとおかしい。

これはちょっときつい言い方だけれども、現市長がそういう考え方があるから、市民参加というよりも思いつきと言うと言い過ぎかもしれないけれども、政策を進めていくときにもうこれで、それのお尻を決めていってあとはそれでいいんだと思っているから、それだったら前から言っているけれども、こんな条例廃止すればいいんです。やめればいい。そんなふうに条例を軽視する市長なんだったら。むしろ、そういう問題なんです。そのぐらい結構大きな問題だと私は思っています。

パブリックコメントを臨機応変にやるというのは逆に問題だと思います。案が決まっていないう状態でかけてしまうと、それはまずくて、パブリックコメントという仕組みは素案ができたものについて誰でも意見が言えるというものなんです。だから、ちょっと繰り返しになっちゃうんですけども、料金改定なんかには向かないんです、本当は。

だけれども、その前の手順をちゃんと取ってしていけば、パブリックコメントしても、ちゃんとそれなりに意見も出せる期間もあって、そして、その後の時間がちゃんと取れていれば、

議論する中で、行政の中で議論する余地はあるはずなんです。それが無いんです、そもそも。すみません、一委員として申し上げます、ということなんでちょっと難しいんですけども。

取りあえず、ほかの委員からこの件についてありますか。

じゃ、ちょっとこれ難しいんですけども、1と一緒になんです。まず、審査会にかけなきゃいけないかったというのが1点あるんです。それで、先ほど私が思っていたところとか、吉原委員がおっしゃられたところは、ちょっと総合のところで出すようにしましょう。この件じゃなくて。後でも出てくると思うので、市民参加条例、パブリックコメント制度の在り方なんていうのもあるので、そこにするとして、この案件はやはりちょっと厳しいかもしれないけれども、やはり条件つきにせざるを得ないのかな。参加制度の仕組みを取っているから何でもやりやいというわけじゃないと思うんです。だから、事前の審査があるんで。だから、手続を取っているから、それはある程度認めるとしても、やっぱり今回の場合には、不適當まではきついても、少なくとも今後ちゃんと市民参加制度を意識して図書館、あるいは教育委員会については対応しなきゃいけないというのを申し上げたいと思います、どうでしょうか。

よろしいですか。事務局いいですか。

【市民協働部・石井聡次長】 ちょっと石田先生から手が。

【出石稔会長】 石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】 すみません、パブリックコメントじゃないことでもいいですか。

【出石稔会長】 どうぞ。

【石田晴美委員】 またアンケートなんです、これは来館者を対象にアンケート用紙等を配布する、その理由は図書館のサービス目標だからというご説明があったんですが、やはり、なぜ図書館に来ないのか、どういったサービスがあったら図書館に来ようと思うのかというのは、やはり図書館に来ない人にも問うたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

あとは子どもたち2,000人にもアンケート取ったんですよね、そのときに図書館のことについては、何も聞かなかったんですか。せっかくアンケート取るんだったら、子どもたちにも、あなたは図書館を利用したことがありますか、利用していない人には、なぜ利用しないんですかというようなものもあれば、数多くの意見を吸い上げることができたんじゃないかなと思って、ちょっと残念に思ったというか、そういう質問はあったんですか。

ごめんなさい、2つ意見、来ない人にも意見を問うべきじゃないのかというのと、子どもたちにもせっかく取ったんだから、聞いたほうがよかったと思うんだけど、それはされたんですかという2つです。

【図書館・塚本志穂館長】まず1つ目のこと、来館者以外の方々にもアンケートというのは、私自身も感じたところではあったんですけども、そうしますとちょっと無作為抽出という形でのアンケート実施、こちらがやはりスケジュール的に厳しいというところがあったので、申し訳ないんですが、今回は利用者のみというふうにさせていただいております。

あと、2点目の子どもに対してのアンケートですけども、こちらは先ほどの子ども読書活動推進計画の中でのアンケートでは、図書館の利用状況についてもアンケート項目としてはございます。図書館に来ないのはなぜですか、読書するタイミング、図書館以外のところでの読書はどういうふうな形を取っていますかとか、あと、図書館に求めるものは何かありますかということでのアンケート項目は入っております。

【石田晴美委員】スケジュールが間に合わないから取らないというのは、取らないことの理由になるんですか。

【出石稔会長】ならないでしょうね。同じですね、先ほどの理由と。手続は形式的にやればいいという認識しかないからでしょうね。

【吉原和行委員】私も同じ意見を持っていたんです。それはやっぱり来ない人の意見を吸い上げないと、本当のニーズを吸い上げることにならないと思いますので。

【出石稔会長】その点の指摘はしておいたほうがいいと思いますので、アンケート回収について図書館として検討すべきであった。これからやるんだろうけれども、遅れているのは、もう準備はできているわけでしょう。そういう要件をつけるということでもいいですか、コメント。やはり条件つきという方向しか言いようがないかな。これまでしてきたことを出してというと、もっとひどいです。そこまでは言わないとして。

よろしいですか。条件つき適当として、一つはやはりちゃんと手続としては3月にずれ込むといった、令和4年度の審査に出すべきものじゃなかったということと、それから、もう少し市民参加制度の制度を理解した手続の期間を取らなきゃいけないんじゃないですか、その点は指摘をしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

じゃ、そのようにさせていただきます。

以上で、図書館については終わりたいと思います。

【図書館・塚本志穂館長】ありがとうございました。

【市民協働部・石井聡次長】次の案件なのですが、ちょっと企画課が都合でまだ来られていないようなので、飛ばして先に4番のほうにお願いします。

【出石稔会長】次は、防災安全課さん。

では準備できましたら、よろしくお願いします。

【防災安全課・大木肇課長】では、よろしくお願いいたします。

今回の案件につきましては、国土強靱化地域計画、こちらの策定に係るものになっております。本計画は本市で大規模自然災害が発生した場合において、市民の生命及び財産を守ること。本市が機能不全に陥らないこと。被害があった際でも迅速に回復ができること。こういったことを行うことで、安全・安心な国土、地域、経済、社会を構築するこういったことを目的とした計画となっております。策定は令和4年度中を考えております。

総合計画における位置づけにつきましては、第4節、安全で安心な快適な暮らしを支えるまち中の2番の災害に強く、犯罪のない安全なまちとなっております。

市民参加の区分については(1)市の総合計画、その他市政の基本的な事項を定める計画、もしくは基本方針の策定、または変更、こちらに該当するものであると考えています。実施を予定しています市民参加の方法につきましては、パブリックコメントと懇話会を予定しており、パブリックコメントにつきましては、広く市民の意見を聴取することを目的とし、懇話会等につきましては、令和2年度、3年度に改定を行いました本市の地域防災計画、こちらとの整合性が必要ということになりますので、地域防災計画改定において、意見聴取しました逗子市安全・安心に関する懇話会、こちらからの意見聴取を考えております。

この懇話会のメンバーにつきましては、別添資料、逗子市安全・安心に関する懇話会委員名簿のとおりとなっております。また、この懇話会の目的につきましては、逗子市の総合計画に位置づけられた災害に強く、犯罪のない安全なまちを推進するため、防災や防犯に係る諸問題に関して広く市民、関係者等の意見を聴取すること、これを目的とした懇話会になっております。

本計画の策定のスケジュールにつきましては、別添の資料、国土強靱化地域計画策定スケジュール案、こちらをご参照ください。

それでは、よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】それでは、ご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】懇話会の意見聴取が令和5年の1月中旬と、2月中旬になっていて、次のスケジュール表を見ると、もうこの計画策定の最終段階で意見を聞くということですね。

【防災安全課・大木肇課長】はい、そういうことで考えております。

【石田晴美委員】この決まってしまったようなところで意見聞くのでいいですね。もうちょっと前に聞く必要というのはないですか。かなりきれいに決まってしまうてから意見を聞いても、なかなか意見反映が難しいような気がするんですけども、そういったことはないでしょうか。

【防災安全課・大木肇課長】今までも地域計画、防災計画ですね、こういったものについてもこのタイミングで、ある程度形ができたものを皆さんにお示しをして、形がないと、やはり皆さんもなかなか意見というのが出ないということもありますので、ある程度の形、素案のものを皆さんにお示しをしてご意見をいただくことで、この中で反映できるものにつきましては、また反映をさせていただくというようなことで行っておりますので、このタイミングでも皆さんのご意見、必要なものは反映はできると考えております。

【出石稔会長】石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】ありがとうございました。

【出石稔会長】これはかなり技術的な計画だということによろしいですか。

【防災安全課・大木肇課長】そうですね。実際に技術的というよりはまちづくりに関するものというのがメインになっていますので、避難路の整備ですとか、津波なんかあったときにその津波があって、高台に上るときのその高台に上るためのハイキングコース、こういったものをどう整備していくとか、そういったものが総合的なものになってきます。

【出石稔会長】ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【吉原和行委員】これはコンサルを使うわけですね。コンサルはたたき台とかはつくっていくんですか。

【防災安全課・大木肇課長】コンサルはあくまでもこちらで各所管課、都市整備とか、道路所管とか、ハイキングコースを所管している部分とか、そういったものからの意見を取りまとめたり、どう取りまとめるかというところの手法です。こういったものを一緒にご意見をいただいてつくって行って、最終的なものは取りまとめはコンサルにやってもらうという形には考えております。

【吉原和行委員】大体どのくらいの費用等、コンサルには払うんですか。

【防災安全課・大木肇課長】今、予算で500万円程度の予算になっています。ただ、入札になりますので。

【出石稔会長】 いいですか。

他はいかがですか。

若干、避難路とかになると、本当は早い段階での意見を聞く機会があってもいいような気はするんですが、事業の性格があるので、それはそれでいいかなと思います。

よろしいでしょうか。

では、こちらは適当というふうに判断したいというふうに思います。

ありがとうございました。

【防災安全課・大木肇課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 続いて5番でいいですか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、お願いします。

【出石稔会長】 では、総務課さんお願いします。

じゃ、どうぞ。

【総務課・金子皓哉主事】 総務課の金子と申します。よろしく願いいたします。

逗子市行財政改革基本方針の策定についてご説明いたします。

本市では、行財政改革基本方針を策定し、社会経済情勢の変化に対応しながら、簡素で効率的な行財政支援システムを確立するための取組を行ってまいりました。平成6年度から逗子市行財政改革推進本部を庁内に設置しておりまして、基本方針の推進及び進行管理を行いつつ、行政組織の見直しなどを進めております。現在の基本方針は令和元年度から令和4年度までを計画期間としておりまして、令和4年度で最終年度を迎えます。そこで、令和5年度から令和8年度までを計画期間とする次期基本方針を策定するものです。この計画期間につきましては、逗子市総合計画、実施計画のリーディングプロジェクトの計画期間と合わせることにし、4年間でワンクールとして策定するものです。

市民参加の方法としましては、パブリックコメントと懇話会を実施する予定となっております。現在想定しております大まかなスケジュールとしましては、次期基本方針の案の作成及び庁内の調整を6月から12月にかけて行います。それから、令和5年1月に行財政改革推進懇話会を開催し、懇話会のご意見を伺います。その後、懇話会のご意見を踏まえた案に修正をし、パブリックコメントを2月中旬から3月中旬にかけて30日間実施する予定です。

それからパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえた案に再度修正をし、3月下旬ごろに行財政改革推進本部で最終確認を行った上で決定をするという流れを想定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 それではご意見等、よろしくお願いいたします。

【吉原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 どうぞ。

【吉原和行委員】 これ、中間見直しと申しますか、現時点であと1年残っていますけれども、どのくらい達成しているとか、中間レビューみたいなのをされていると思うんですけれども、そういったものは添付資料に、僕はあってもいいと思うんですけれども。

【総務課・金子皓哉主事】 毎年、前年度の決算が出た段階で、行財政改革の取組状況について、取りまとめを行っております。そちらについては懇話会に諮って報告をしたり、ご意見を伺ったりなどしております。その上でホームページなどでも公開しております。今回、すみません、審査会の資料としてはご提出はできなかったのですが、今後、必要ということであれば、そのあたりは改善したいと思います。

【吉原和行委員】 そういうものがないとね、審査せいと言われても判断のしようがないんです。我々の立場になったらそう思いませんか。何もなしで。

【総務課・金子皓哉主事】 はい、申し訳ございません。

【吉原和行委員】 これでいいですかと言われても、これは17ほどあるんで、もう少し見られるような資料を頂かないと、形式的に市民参加の審議会にかけているだけで、意見の出しようがありません。

【総務課・金子皓哉主事】 はい。

【吉原和行委員】 中身のことはうんぬんしません。市民参加としてどういう形が望ましいかということを考えるに当たっての資料はない。大いに不満です。

【総務課・金子皓哉主事】 はい。

【出石稔会長】 一応、口頭での回答だと、D oの段階での市民参加はしているということですね。D o、つまり毎年の実施結果について市民の入った懇話会に出して、意見というか、評価をしてもらっているということですか。

【総務課・金子皓哉主事】 はい。

【吉原和行委員】 毎年ですか。じゃ、そのときの議事録とかつけてもらおうと、イメージが湧きます。

【総務課・金子皓哉主事】 そうですね、はい。この基本計画の策定自体は4年に1度になりますが、また次回以降、必要になるかと思いますので改善したいと思います。

【出石稔会長】今後改善していただくということでちょっと今日はこういう形で。

【吉原和行委員】はい。

【出石稔会長】他にいかがですか。

【川戸裕佑副会長】はい。

【出石稔会長】はい、どうぞ。

【川戸裕佑副会長】今回は何か総じて資料が少ないなという印象は受けたんですが、これについては、要は市役所内でこれだけ業務改善していますよというのを、基本方針としてあって、それに対してどう達成していくかというのをもむ場なんですか。

【総務課・金子皓哉主事】そうですね。庁内で行財政改革の取組として、向こう4年間で取り組むべき内容を、まず取りまとめを、調整をすると思うんですけども、それで決まった基本方針に基づいて4年間、毎年度取組を行って行って、それが実際の財政状況、決算の状況などと踏まえて照らし合わせた結果、どのくらい効果が出たのかとか、そういったことをして評価をしていくという流れになっています。

【吉原和行委員】繰り返しなんですけれども、中間レビュー、だから2年終わって、そこでどうだという中間報告みたいなものはつくっているわけでしょう。

【総務課・金子皓哉主事】そうですね。

【吉原和行委員】普通、私に会社に行ったときは、事業計画つくるときには絶対に現計画のレビューをするんです。計画と実際の達成度が乖離している場合には、原因を徹底的に究明するんですけども、それがなされないと次の計画の立てようがない。だから、そういうものはあるんだという質問なので、あるならそういうものを資料として出していただきたいなと思いますけれども。

【総務課・金子皓哉主事】はい、申し訳ありませんでした。

【川戸裕佑副会長】それを我々会社員でも役員でもない中で、それをどうこう言うというよりは、ちゃんとやっているかを審査する場なのかなと思うので、むしろ僕は何でこれが出てくるんだろうぐらいの感じです。何でこれが審査の対象になっているのかなということの。会社だったら業務改善するのは当たり前のことを、あえてこの審査されるものとして出てくるのは。

【出石稔会長】それはやっぱり出してもらうべきだと思います。というのは、結局、行政というのは我々の税金で仕事しているわけですから、それをどう使うか、それをいかに行政改革や財政立て直ししながら進めていくかについて、市民がコミットするというのは、すごく大事なことだと思います。以前、もっと今のご指摘だと、参加いるのと言われそうな、何だっけな、

一緒か。

【市民協働部・石井聡次長】これです、この案件です。

【出石稔会長】そうですね、あのときは大綱ですか。

【市民協働部・石井聡次長】大綱と記憶しています。

【出石稔会長】そうか、過去にだいが前には市は出さなかったんだよね、もうずいぶん前。そのときにそれは内部のことだからという意見だった。それに対してかなり私は強く言って、内部で片づくことじゃないでしょう、それによって我々は税金の使い道が決まるわけだし、それをいかに効率的に進めていくか、最少の経費で最大限の効果を生んでもらうためにということが、これは多分会社とちょっと違うんです。会社はやはり顧客、満足度を高めるものだから、だから、そこに効果があったりとか、あるわけですから、同じ意味で言うならば議会にもこれかかることになるし。

【川戸裕佑副会長】 議会のほうの話だと思います。

【出石稔会長】議会にかかるものは、ここにかかるじゃないですか、条例とか、それは一緒だと思うんです。議会には議員だから、それとは別に一般の市民が入った、ここもそうなんですけれども、審査会にかかるのもそうだし、懇話会も一般の市民も入っている方々の中で、公明正大にやっていること自体を、レビューはそういうことです。レビューはそういうものだし、それから、策定の段階も、そういう一般納税者の視点から見てもらうというのは大事なことだと思う。これはあったほうが良いと思います。

【吉原和行委員】ここはやっぱりあるべきだと思います。

それと以前、平井市長のときに財政がかなりおかしくなりましたよね、そういうことがつい直近にあっただけに、これは市民としては、逗子の財政大丈夫かというのはもうみんな心配していますから、これはやっぱりちゃんと開示していただきたい。

【市民協働部・石井聡次長】今のところで補足よろしいですか。

【出石稔会長】はい。

【市民協働部・石井聡次長】役所の中の業務改善というのは、この行革の基本方針のほんの一部であって、それ以外の柱というのは、例えば受益者負担の見直し、それこそ参加のお金、値上げでかかるような案件ですとか、あるいは民間委託を進めようとか、そういう大きな方針を決める計画になりますので、そういう意味では単にコロナ禍で経費をどう節減しようとか、人員をどうしようかということだけではなくて、やっぱり市民の方の負担とか、あるいはサービスにも関わってくることなので、これはそういう意味ではかなり大きな方針だというふうには

整理しています。

すみません、ちょっと余計な説明をしました。

以上です。

【川戸裕佑副会長】概要に簡素で効率的な行財政システムと書いてあるので、何かもう市役所内の、何か仕組みの話なのかなという印象を受けて、だったら、これは審査するよりはちゃんとやってくださいという当たり前のことを。

【吉原和行委員】だから、添付資料ないからちょっとイメージが湧かないんですけども、やはり行財政というのは支出が収入に見合っているかどうかです。だから、市民サービスを十分これで満足するようなサービスを提供してもらえるのかといったことは、市民として気になっているので、そういったことに直結しますよね、これ。

【市民協働部・石井聡次長】そうですね。

【吉原和行委員】そうですね。ぜひ、知りたいです。

破綻してから破綻しましたと言われても困っちゃいます。何も報告がなくて、中間報告もなくて、それで逗子財政が破綻しましたと言われてたら、市民としてはどうしてと思います。何でもっと早くに言ってくれないんだろうと。京都市が破綻寸前でしょう、今地下鉄で金を使い過ぎて8,000億円の負債を抱えている。市民はほとんど知らされていなかったんです。議会ノーチェック。去年の春になってそれが爆発して、京都市は今あたふたしているんです。僕らにやっぱり教えてほしい内容なんです、実態を。こういう場でそういうものが資料で出てこないのは、やっぱりちょっと合点がいかないです。全く何も出てこない。添付資料の中に何もありません。

【出石稔会長】資料については今後、確かに気持ちは分からなくはないです。事前審査なので、要は市民参加をどういうものをやるかを審査してもらおうと思っていると、確かに今おっしゃられたような、そもそものこの事業自体が分かるような資料がついてこないのは、そのとおりだと思うんです。それがさっきの話と実は直接はつながるんだけど、形式的に市民参加やっていたらいいのか、それをちゃんとこの場で、これとこれをやりますからいいでしょうということじゃまずいよという話になるんです。評価のときにはどんなことをやったかと出てくるんですけども、結果が出てきますから、できた現物が、成果が出てくるから分厚くなるんですけども、審査だけだと薄くなっちゃうというのは、やはりバックボーンが示されていないというのは事実なので、これはちょっと総務課に限らず、少しでもこの審査を改善したほうがいいと思うので、この点も、ちょっと全体的な論点としてまた意見を述べたいというふうに思います。

ほかのオンラインの委員の方からありますか。

大体今の点でよろしいですか。

総務課については、この行革については、この対象であることは間違いなくて、やはりこの行財政改革を多くの市民のチェックが入るのは大事なので、手続としてはこれは入っているんだけれども、もう少し、どういう取組をしているかが分かる資料が必要だったということはつけ加えておきましょう。

あとはよろしいでしょうか。

取組としては適当とさせていただきたいと思います、審査結果は。

じゃ、そのようにしたいと思います。

ありがとうございます。

【総務課・金子皓哉主事】ありがとうございました。

【出石稔会長】スポーツ課が2つ続きますね。文化スポーツ。

1点目、お願いします。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】文化スポーツ課です。よろしくお願いします。

まず1つ目、逗子市スポーツ推進計画の策定（改定）ということで、市民参加対象第7条第1項で、総合計画、その他市政の基本的な事項を定める計画というところに該当するものとして挙げさせていただきました。こちらにつきましては、スポーツ基本法に定めております、逗子市スポーツ推進計画が令和4年度をもって一度ここで終了いたしますので、これを改定するという出させていただいているものです。これにつきましては、お手元資料ありますとおり、この3つの方法、手法を取って2年間かけて計画を策定してまいるというものでございます。

説明としては以上です。

【出石稔会長】2年間ということですね。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】はい2年間です。

【出石稔会長】資料は最後のほうに、一番最後にコピーがありますけれども、そこに懇話会、それからその間にちょうど入った市民意識調査が来年度中、再来年度に再度懇話会とパブリックコメントですね、というふうに説明してほしかったです。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】失礼いたしました。

【出石稔会長】ではご意見等お願いします。

石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】意向調査の実施を予定されていらっしゃると思いますが、前の会議でもあったんですが、ぜひ、質問、アンケート案、質問項目案については、懇話会等にも諮っていただきたいと考えます。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】はい、承知しました。一応そのような形が取れるようなスケジュールを組んでおりますので、そのようにいたします。

【石田晴美委員】それと、意向調査については、無作為抽出ということなんですが、これは年齢、地域、性別に偏らないような無作為抽出をしていただけるということで、よろしいでしょうか。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】はい、そのように考えております。

【石田晴美委員】次に調査方法は郵送の調査票と、その他インターネット交付というふうにあるんですが、これはどういうふうに理解したらよいでしょうか。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】郵送する段階で質問事項を記載したものは対象者に送付するんですけども、そこにQRコードを記載してそちらでも回答ができるような、ハイブリッドで回答ができるような方法を取ればという形で考えております。

【石田晴美委員】分かりました。ありがとうございました。

【出石稔会長】そのほかいかがでしょうか。

【川戸裕佑副会長】はい。

【出石稔会長】どうぞ。

【川戸裕佑副会長】これで言うと、インターネットの方法があるんだったら2,000人以上あってもいいものなんですか。それはそれで開示してより広く募ることも可能になるかと思うんですけども。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】現時点でまだそこまでは考えていないんですけども、あくまでも、例えば広報ずしとかでアナウンスをしたときの、全体的にどのくらい返ってくるかというのが、あらかじめその2,000人に周知しているほうが、回答があるだろうというところから考えて、今回に関しては無作為抽出をかけて2,000人ということでやろうかなというふうに考えております。確かにそのご意見というのは、あろうかなとは思いますが。

【出石稔会長】回答の全部の数は分かっているんでしょう。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】そうですね、はい。

【出石稔会長】回答をネットで回答してもいい。郵送で送るのが2,000人の抽出で、それに対して一々、書くのが面倒だからネットで回答が返ってくる、よくある回答方法かと思います。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】 はい。

【出石稔会長】 ほかどうでしょうか。

こちらは適当ということによろしいですか。

じゃ、そのようにさせていただきます。

【出石稔会長】 では、次の案件お願いします。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】 続きまして、逗子市文化振興基本計画の策定（改定）になります。こちら先ほどの逗子市スポーツ推進計画と同じように、対象区分としては1号を考えておりまして、同様、文化芸術基本法に基づく逗子市文化振興基本計画が、同じように令和4年度で終了いたしますので、これにつきまして同じように2年間かけて改定をするものです。同様に、スケジュールをご覧いただきたいんですけども、令和4年度にまず推進会議を開催し、その場で、その時点でアンケートの内容を委員の皆さんに確認していただき、アンケートを行い、これまた年度明けましてパブリックコメントの案を推進会議のほうにお示しし、パブリックコメントを実施して計画を改定するというようなスケジュールになっております。

簡単になりますが、説明は以上です。

【出石稔会長】 いかがでしょうか。モデル的な進め方だと。

どうぞ、石田委員。

【石田晴美委員】 スポーツ推進計画とそれからこの文化振興基本計画と、意向調査のスケジュールはほとんど一緒なんですけど、一つにするというのはできないんですか。別々にされるのですか。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】 もともと審査する母体は別にありますので、これは別々に行うという形で考えています。

【石田晴美委員】 郵送というのはお金かかりますよね。同じ2,000人であればきっとアンケートの質問項目は長くなっちゃうんですけども、一緒にやったら郵送料は1回で済みますよね。返信も1回。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】 説明が足りずに申し訳ありませんでした。

こちら調査書のほうを、すみません、ご覧いただきたいんですけども、スポーツ推進計画と同時に、同じペーパーのところにこちらの文化振興基本計画のほうもアンケート調査の項目を盛り込みまして同時に行います。なので、送るのは2,000通のみという形です。

【石田晴美委員】 分かりました。ありがとうございました。

【出石稔会長】 そのほかいかがでしょうか。

先ほど同様、割とモデル的なやり方なのかなと思います。

じゃ、こちらは適当と審査結果としたいと思います。ありがとうございました。

【文化スポーツ課・中川公嗣副主幹】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 いいですか、このまま続けて。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、どうぞ。

【出石稔会長】 続いて下水道課さんですね。

【下水道課・須田正二課長】 下水道課長の須田です、よろしくお願ひします。

市民参加の対象事項につきまして、名称といたしまして、逗子市下水道事業経営戦略の改定ということになります。

市民参加の対象事項の区分といたしましては、(1)の市の総合計画、その他市政の基本的な事項を定める計画、もしくは基本方針の策定または変更という区分になります。該当事業の主な対象者といたしましては市民ということになります。事業の概要につきましては、将来にわたって市民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続するため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を改定するということです。

前回、令和2年度に策定しておりますけれども、この経営戦略の改定版ということになります。実施する市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと審議会等ということになっております。

実施する市民参加の方法を選択した理由、方針等というところにつきましては、総務省が公表した経営戦略策定改定ガイドラインにおいて、策定の段階で住民に適切な説明を行い、その理解を得るように努めることと、学識経験者、専門家の知見を活用することが望ましいとされているためということになっております。

2枚目をめくっていただきまして、調査書の1の付表のところですか。パブリックコメントといたしましては、周知方法、閲覧場所、実施期間は記載のとおりでございます。

調査書1の付表につきましては、下水道事業運営審議会というところにお諮りいたします。名簿につきましては、別紙のとおりついております。合計で7名、公募の委員は5人、審議会の実施回数は来年2月と令和5年7月、8月の3回を予定しています。添付資料としては委員とスケジュール、以上2枚でございます。よろしくお願ひいたします。

【出石稔会長】 それではご意見等お願ひします。

【吉原和行委員】昨年8月にこの参加制度の審査会で、経営戦略の策定ということで、ここで諮られていますよね。今回、あまり、半年ぐらいしか時間がたたない、今後は改定ですか。これ、前回の2021年8月の経営戦略策定と、今回の改定の違いというか、改定の中身はそんなに早く改定するものなのですか。

【下水道課・須田正二課長】8月は、令和2年度に策定したものの報告をさせていただいております。今度、令和4年度、5年度の2か年をかけて改訂をいたします。

【吉原和行委員】そういう意味。

【下水道課・須田正二課長】はい。

令和5年度末、3年後の令和5年度末を一応策定のめどとして、今回出させていただきますした。

【出石稔会長】現計画は4年間ですか。

【下水道課・須田正二課長】現計画は国のガイドラインですと、収支計画は10年間つくりなさいということになっておりますが、3年から5年毎に、環境の変化があるということも想定されますので、その期間内に見直しを行ってくださいという指針が出ています。市のほうもその指針に沿って3年後に見直しをするということで今回提案をさせていただきました。

【出石稔会長】ほかいかがでしょうか。

【吉原和行委員】前回、下水道の料金の値上げがありました。そのときにパブリックコメントの実施計画というのがホームページにアップロードされていまして、それを見たんですけれども、市民の方が、その表がありました、9番の方と10番の方がそれぞれ、あたかも決定事項のごとき表題で、意見聴取後の手続の日程も示さないということで、ご不満だと。それから10番の方は、形ばかりの市民参加のようだと、開いてもしようがないというふうなことをおっしゃっています。何か進め方にもう少し工夫が必要なんじゃないですか。そのパブリックコメントの進め方。例えばパブリックコメントの実施の時期だとか、こういった意見が出ていますよね、それは当然ご存じですよ。

【下水道課・須田正二課長】取りあえず、それは今回の経営戦略とは別の料金改定のパブリックコメントの結果だと思います。

【吉原和行委員】だから、そういうことがあったので、同じ部署で、今回はそういったことで不満が市民から出ないように工夫はされているんでしょうかという質問です。

【下水道課・須田正二課長】通常の委員会と同じように、広報ですとか、あとホームページ、市の掲示板、掲示板も割と目立つようにチラシを作りまして、市民の方にPRをしてきました。

所管としてはそのようなつもりなんですけれども、結果としてはそのようなご意見が一部の方からいただいたということでございます。

【吉原和行委員】PRのやり方じゃなくて、パブリックコメントの実施時期があまりにも後ろ過ぎるんじゃないかと、そういう意見だと思うんです。そういうふうには受け取っておられないですか。

【下水道課・須田正二課長】今回、当初パブリックコメントをやった後に、補完的に市民説明会もパブリックコメントの期間中に実施をさせていただきました。市民参加の手続としては、通常の計画よりも手厚くやらせていただいていると思っております。

【吉原和行委員】ただ、そのホームページ読むと、市民説明会では、もうこれは審議会で決まっているんだから、もう今さら変えられないという、そういう答えをされているようですよね。だから、出席者からそういう不満が出ていますけれども。

【下水道課・須田正二課長】何ていうんでしょう、やっぱり。

【吉原和行委員】要はほとんど固まっていて、市民が意見出してもフィードバックされないし、反映されないということ、不満は漏れていますよ。

【川戸裕佑副会長】それはでも、何やっても不満は出てくるわけで、それが大量に出たら、先ほどおっしゃったような延期とかはあるかもしれないですけども、市民一人の意見でそうできるものでもない。するべきでもないと思いますし、それをここで言うのも、審査会としては。

【吉原和行委員】だから、私が言っているパブリックコメントの時期が、そういう事例があるので、適正なんですかと聞いています。

【下水道課・須田正二課長】期間としては2か月間やらせていただきました。その間に市民説明会もやらせていただきまして、実施方法としては、所管としてはうちの審査会の規定に沿って行ってきたというところでございます。

あと、それぞれのご意見につきましては、料金改定ということですので、値上げということになりましたから、多くの方からいろいろな反応があると思うんですけども、中には賛成されない方もいらっしゃる。そこがそういうご意見につながっているというところだと思います。

【出石稔会長】この件は、先ほど実は、まだ多分お越しになっていないときにちょっと議論になったんです、違う案件から。それで、これ、事務局、市全体に対して私がコメントしたつもりなんです。一応伝えておくと、料金改定、特に値上げについてパブリックコメントをやった

って意味がないんです、本来は。反対しか出ないんだから。賛成の人は意見出さない。というか、ほとんど知らない。それで、反対の人がそれは何ていうんでしょう、不満ですよ。だから、今川戸委員がおっしゃられたように、それ一つ一つに対して過剰反応してもしようがないんです。だから、それはそれでいいんです。ただ、多分あるとしたら、先ほどありましたけれども、説明会とかで、審議会で決まったからというのは、これはもしそうだとしたらそれはまずいですよね。むしろ審議会でこういうふうな議論をして、こういう積算根拠があって、こうしないと、例えば財政上やっていけないとか、将来の下水道整備に当たってこれだけの費用がかかるから、それに対して費用対効果でこうなるから、そういう説明するんです、本来。

それが審議会で議論されていて、だから決まったから、そこだけ切り取られちゃうと、市民に、市民は切り取るわけだ、それは。そうするとそういう不満になっちゃうから、市民参加というのはそこなんです。パブリックコメントもそう。いかに反対と言われたら、パブリックコメントで料金値上げ反対という意見に対して、いや、今言ったような、こうこうこうしないと下水の整備ができないよとかと、ちゃんと理由をつけて回答する。それがこの仕組みなんです。だから、この件はこれからの話だから、そこを留意してほしいということにしたいと思います。

経営戦略だから、料金値上げとは違うから、また全体的な話なんだけれども、それは実は別に下水道課に対して文句言っているわけじゃなくて、私は。そういう、やはりおごりな市民参加になるとそういうふうになっちゃうから、そこだけご注意ください。

【下水道課・須田正二課長】はい、分かりました。

【川戸裕佑副会長】それに関してはパブリックコメント、ちょっと今回の件については見ていないんですけれども、市のほうではちゃんと一個一個何か、レスポンスは書いているんですよね。

【下水道課・須田正二課長】はい、回答はしています。

【川戸裕佑副会長】それでセットであれば、問題ないんじゃないかなと思います。

【出石稔会長】切り離して、この部分、経営戦略の改定の今回の審査案件について、ご意見ほかにありますか。

よろしいですか。

私は、実はこれもさっきほかの部局の話なんだけれども、これは端的に言うと図書館のやり方に対して、これ適切なんです。もう今から出しているんです。来年度がメインなわけです。すみません、再来年度が。メインは両方か、両方なんだけれども、今3月の段階でもうずっと今年度と、令和4、5年の計画をここで出しているというのは大切なことだから、それは妥当

かなと思います。

じゃ、よろしいですね。

この案件は妥当ということで、ただ、お金については難しい問題があるので、今後の、どうしても下水道の場合、料金改定、また今後も出てくるでしょうから、意見をちゃんと聴取するときの対応の仕方を考えてください。

【下水道課・須田正二課長】はい。

【出石稔会長】じゃ、以上です。

【下水道課・須田正二課長】ありがとうございました。

【市民協働部・石井聡次長】9番です。

【出石稔会長】財政課さん。

お願いします。

【財政課・山田悟史課長】お願いします。

財政課長の山田と申します。よろしく願いいたします。

対象事項の名称につきましては、逗子市手数料条例等の一部改正となっております。こちらにつきましてご説明をいたします。

調査書をご覧ください。

まず、市民参加の対象事項の区分につきましては、(2)に該当いたします。事業の概要は使用料、手数料等の金額について、原価計算の結果、また、近隣自治体の状況などを踏まえまして、使用料、手数料等の料金改定を必要と判断した場合には、令和5年4月から施行するよう、手数料条例等の一部を改正し、該当する料金の改定を実施いたします。ただし、料金の改定を必要としないという判断をした場合には、この市民参加の手続は行わないこととなります。添付資料にあります使用料、手数料等見直し対象一覧にある各種料金につきまして対象となっております。

実施する市民参加の方法につきましては、パブリックコメント及びその他説明会、意見交換会の実施を計画しており、そのスケジュールは別添の使用料、手数料改定スケジュール案のとおりとなっております。そのスケジュールにつきましては、6月に一方的な説明というところではなく、案に対する意見を述べていただき、その意見に対し実施機関の考え方を説明する構成の説明会を開催いたしまして、その後7月から8月の間を目途にパブリックコメントを30日間実施する予定です。実施に当たりましては、説明会からおおむね2週間程度を空けた上で実

施をいたします。

なお、説明会及びパブリックコメントの実施日などの詳細については、まだ現在のところ決まっておりませんが、それぞれの実施日の設定に当たりましては、市民参加手続ガイドラインに沿った対応を行いたいと考えております。なお、当該市民参加の方法を選択した理由は、調査書記載のとおりとなっております。その他パブリックコメントの閲覧場所、説明会の周知方法等は調査書の付表に記載してございますとおriとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 それではご意見等お願いいたします。

まさにこれ、料金改定。前のと似通っているのかもしれませんが、値上げというのは一番難しいです。特にパブリックコメントは賛否しか出てこないから、賛否というか否しか出てこないのが難しい。ただ、手続だけしっかりとってもらうのは、今条例上、市民参加条例がある以上、やってもらわざるを得ない。

【川戸裕佑副会長】 とはいえ、値上げする理由が他市と比べたりとかは、実際かかっているとか、そういう根拠があつてのことなんですよ。

【財政課・山田悟史課長】 そうですね、基本的には3年に1度を目安に原価計算をしまして、この手数料を行うその対象となる行為につきまして、どれぐらいの費用がかかっているのか、また、それと同じようなサービスが、当然近隣市町村にもあるというところの中で、その均衡が図られる、図ると言いますか、著しく高い、安いになっていないかというようなところを含めて判断するということになると思います。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 よろしいでしょうか。じゃ、以上で終わります。

【財政課・山田悟史課長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 続いて、情報公開課さん。

準備できましたらお願いします。

【情報公開課・矢島小百合課長】 情報公開課の矢島と申します。よろしくお願いいたします。

調査書及び資料に沿ってご説明させていただきます。

市民参加の対象事項の名称としましては、個人情報保護条例の改正でございます。

市民参加の対象事項の区分は条例第7条第1項第2号に該当します。

概要としましては、令和3年5月に公布されましたデジタル社会形成整備法において、個人

情報の保護に関する法律を改正し、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることから、個人情報保護条例を改正する必要が生じたものです。

実施する市民参加の方法としましては、パブリックコメントと審議会の2つの手続を経まして、条例改正案について市議会第4回定例会に上程予定です。逗子市個人情報保護運営審議会委員名簿と条例改正のスケジュール案を資料として添付しております。審議会委員は5名で構成され、うち1名が公募市民委員です。スケジュールにつきましては、先ほど触れましたが、個人情報保護法が改正されまして、同法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が統合されますが、そちらの施行年月日は平成4年4月1日ですが、地方公共団体の機関に関する規定につきましては、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行とされ、令和5年春の個人情報保護法への統合に向けて準備を進めているところです。

関連政令等の策定、公表が令和4年春に予定されているところで、現在は暫定版のガイドライン等が示されている状況です。そちらを踏まえ、審議会に諮問し、4月、5月、6月に継続してご審議をいただく予定となっております。

調査書に戻りまして、市民参加の方法を選択した理由、方針等ですが、一つ目に改正法の規定により条例で定めることが想定される事項について、個人情報保護運営審議会に諮問するにつきましては、暫定版ではありますが、ガイドライン等の中で改正法の趣旨、目的に照らし、条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項が示されておりますので、そちらについて審議会に諮問するものです。現行条例に照らし合わせ、ご審議いただく予定です。

2つ目に答申を踏まえた改正後の条例案に対し、広く市民から意見を聴取するため、パブリックコメントを実施するものです。予定としましては、令和4年8月15日から令和4年9月15日を予定しております。添付させていただきました資料のとおりとなります。

以上が概要となります。よろしくお願いたします。

【出石稔会長】 それではご意見等、お願いたします。

石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】 審議会委員の名簿を拝見しますと、市民の方の任期が4期になっていて、1

期2年だとすると8年という、公募市民としては長過ぎるような気がするんですが、なぜ每期公募されないのでしょうか。

【情報公開課・矢島小百合課長】内規で原則5期まで、学識を含め5期までとなっていますが、市民委員1名、現在4期目ですけれども、確かにご指摘のとおりですけれども、かなり内容的には学識の方と同等にご審議いただくようなところもありまして、長く務めていただいております。

今回も令和4年5月29日で任期が切れるんですが、条例改正に関する案件の審議が任期をまたいでしまいますので、5期目も継続してほしいと考えております。

【出石稔会長】確かに長いとは思いますが、これ逆に言うと、個人情報の審議会に市民が入っているというのは、ある意味珍しいんじゃないかな。

【情報公開課・矢島小百合課長】はい。

【出石稔会長】隣の葉山は森田先生とか入っているけれども、誰も市民はいませんよ。かなりプライバシーに関わるものもやるから、本当に市民が入っていいのという気は逆にするんですけれども、審査会は別か、これ。

【情報公開課・矢島小百合課長】審査会ではなくて、審議会のほうなので、ただ、やはり個人情報の提供等につきまして、黒塗りにはしますけれども、ご本人が分からない形で、この情報をどこそこに出していかどうかというご審議はしていただいていることはあります。

【出石稔会長】ただ、ご指摘ごもっともなので、やはり、今回確かにこの個人情報保護条例の改正というのはすごく大切、重要なやつなので、今期はいいとして、やはり今後、市民参加制度としては、やはりそろそろ入れ替わられるのを考えていかないといけないんじゃないのかな。それはそのとおりだと思いますが、今期はそういうことなので、やむを得ないと私は思いますけれども、石田委員、どうでしょうか。

【石田晴美委員】専門的なことなので長くというのは、専門的なことは有識者の委員がいらっしやるので、やはり市民には市民目線で参加ということだと、長くても2期ぐらいで代わられたほうがいいような気はいたします。それでいいということにしたら、それはそれで。ただ、今後はやっぱり、長くても市民については2期かなと。5期もするのかなという気はしました。

【情報公開課・矢島小百合課長】実は今回の法改正によりまして、審議会の役割も変わります。その中で市民委員をどうするかというようなことの審議も、これから審議会の中で開かれる予定ですので、そちらの意見も踏まえてお伝えしたいと思います。

【出石稔会長】今後、かえって今度市民が抜けちゃうと、今後条例改正のときに違う機関をつ

くらなきやいけなくなっちゃうとか、大変な話なんだけれども、だから、石田委員の言っているのはもっともだと思います。市民の位置づけ、公募市民の位置づけというのはそういう意味だから、ある意味、言葉は語弊があるかもしれないけれども、素人が入ることに意味があるんです。なので、今後、検討してください。

ほか、いかがでしょうか。

じゃ、そうやって私からもつけておきます。審査としては適当ということによろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。

【情報公開課・矢島小百合課長】ありがとうございました。

【出石稔会長】次は、資源循環課ですね。

【資源循環課・中村純一課長】資源循環課の中村です。よろしくお願いします。

まず、市民参加の対象事項の名称ですが、生ごみの収集・処理方法の変更及び逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正、これは一般廃棄物の処理手数料の改正になります。市民参加の対象事項の区分ですが、7条第1項の2号と3号になります。

事業概要になりますが、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の基本理念である環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指し、新たに生ごみの分別収集、資源化を行うに当たり、生ごみの収集方法や、処理手数料の設定等について決定するものです。

実施する市民参加の方法としては、パブリックコメント、審議会、その他説明会を予定しております。添付資料につきまして、審議会委員の名簿とスケジュールを用意しておりますので、先にこちらを説明いたします。審議会名簿、審議会の委員は9名になります。学識経験者3名、市民委員3名、事業者代表3名、そのうち公募が3名となります。

続きまして、生ごみの収集及び処理方法の変更関係スケジュール案をご覧ください。令和4年度、5年度、6年度の3か年度のスケジュールが記載しております。来年度ですが、市民参加手続、まず6月に審議会の諮問を予定しております。それから、9月に審議会を行いまして、10月の審議会で答申をいただきたいと考えております。その間の7月と8月に市民説明会の予定です。その後、行政案を、11月パブリックコメントを行い、2月の議会、令和5年第1回定例会に条例の一部改正の議案及び地方自治法上の事務委託の議案の上程を考えております。それで、ここで議決を得たならば、令和5年度、令和6年度、2か年度を使いまして、市民への細かい分別の説明をここで行っていきます。最終的に分別の変更については、令和6年度の1

月から3月の間で開始をする予定としております。

対象事項のほうにお戻りください。

実施する市民参加の方法を選択した理由、方針等ですが、専門的見地を含めた意見聴取を行うことを目的に審議会に諮問、市民生活に大きな影響を与える制度であることから、市民の理解と意見を得るため、説明会においてよりきめ細かな説明を行うとともに、市民からいただいた意見を審議会にフィードバックする等により、市民意見を踏まえながら検討を進めていく。さらに、時間帯、場所の制限がないパブリックコメントを実施することで、より多く市民からの意見聴取を図るというものです。

続きまして、調査書1の付表、まずパブリックコメントですが、周知方法としては記載のとおり、閲覧場所も記載のとおりとなります。実施期間は令和4年11月8日から令和4年12月7日を予定しております。

続きまして、審議会等、調査書1の付表、審議会等ですが、開催日は令和4年6月、9月、10月の3回を予定しております。続きまして、調査書の付表、その他説明会につきましては、令和4年7月から8月にかけて、9回を予定しております。開催場所についてはこちらに記載のとおりとなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 それではご意見等、お願いいたします。

よろしいですか。

では、特に問題ないということで、適当とさせていただきます。

ありがとうございました。

【出石稔会長】 次12番、教育総務課さん、お願いします。

【教育総務課・橋本直樹課長】 教育総務課の橋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、久木小学校の改修長寿命化基本設計について、ご説明をいたします。

こちらにつきましては、令和2年度に作成しました市立学校の長寿命化計画にのっとり、令和3年度において、久木小学校の長寿命化の検討のために劣化診断を行いました。これは、具体的には長寿命化を図れる施設については、できる限り改築ではなくて改修をしようという基本的な計画にのっとり行ったものです。その結果、躯体の健全性が確認をされましたので、今回、長寿命化に向けて改修工事を行うことといたしました。

令和4年度に基本設計を行うに当たり、市民参加を行うものです。市民参加の対象事項の区

分は4番になります。施設の改修、改築の部分になります。該当事業の主な対象は久木小学校施設を利用する方、児童生徒、教職員等の勤務者、地域住民等となってくるとは思われます。生徒児童はもちろん、学校に勤務をされる方や地域に開放されている施設でございますので、学校開放や防災拠点として関わる地域住民の方が対象になってくると考えております。

事業の概要でございますが、先ほどご説明をさせていただきましたが、建物躯体の改修が可能ということが分かりましたので、大規模改修を行うものです。市民参加の方法としましては、パブリックコメント及び説明会を考えています。スケジュールにつきましては、別表を添付しておりますので、ご確認ください。

この市民参加の方法を選択した理由としましては、学校施設は児童生徒のみならず、避難所や地域コミュニティの活動の場として地域住民の生活に深く関わりを持っているため、より市民の声を聞くことができるよう説明会と、パブリックコメントを選択しております。また、今後の学習環境、スケジュール等について、久木小学校に入学している児童の保護者にきめ細やかな説明をしていく方法を考えているところです。

簡単でございますが、以上です。よろしく申し上げます。

【出石稔会長】 それではご意見等、お願いします。

どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 今回のこれの説明会が令和4年10月、これ市役所会議室とあるんですが、これはあえて久木エリアではなく、小学校とかではなく。

【教育総務課・橋本直樹課長】 はい、逗子についてはここが一番交通の便がよいところであるのと、どのくらいの人数の方がお集まりになるかも分からないということも含めまして、こちらで考えています。また同時に、現在、どこの学校も築50年近いという状況で、今回の久木小学校の改築が、今後の改修、改築の方法の試金石になっていくので、別のエリアに住まわれている方にも、広く聞いていただければという意図を持っております。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 ほかいかがでしょうか。

これはどのぐらい反響あるか分からないんですけども、やっぱり一つはそもそもその施設なんだから、久木小でやったほうがいいんじゃないかという気はするんです、私も。2回やっちや駄目なんですか、できないんですか。

【教育総務課・橋本直樹課長】 そのあたりはまだ詰めていませんで、いただいたご意見を踏まえて検討させていただきます。

【出石稔会長】先ほどよく分かる、試金石になるから、便利な市役所で、それこそ逗子市内各地から来てもらうというのも分かるけれども、やっぱり現場の話だから、まして久木小学校の施設を利用するのが主なターゲットであるというところ、できるならば、余裕があるならば2回とか、現地と市役所、2回やったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、それは意見として出しておきます。

【教育総務課・橋本直樹課長】ちょうど学校開放をしている教室がございますので、そういったあたりも社会教育課、学校と相談をさせていただきながら、考えさせていただければと思います。

【出石稔会長】それはよろしいですか。私のほうが今意見言いましたが、それをつけて。

ほかはいかがでしょうか。

【川戸裕佑副会長】事業概要で、建物、躯体の改修が可能となったとある、この表記何か、可能というより必要じゃないですか。その検査した結果、建て替えは必要だけれども、建て替えなくても改修で可能なのかという。

【教育総務課・橋本直樹課長】ご説明させていただきます。

元来が、「建物は改修でもつのであれば、改修させなさい」という方針が文部科学省のほうから来て、それに基づいて昨年度長寿命化計画を策定しておりますが、例外として、コンクリートの躯体がかなり劣化している状況では、改修では難しいという可能性があります。簡単に言うと鉄筋付近までコンクリートが劣化しているケースがままあります。今回、改修が可能という判断に至ったというのはそういった意味合いでございます。総じて劣化はしているんですけども、改修で対応ができる範疇で劣化がとどまっていたということがあったというところで判断がされたということですので、可能という表現を使わせていただきました。

【川戸裕佑副会長】分かりました。ありがとうございます。

【出石稔会長】それではこの案件は適当と審査結果はしますが、できれば久木小でも説明会はしたらどうかという意見を付したいと思います。

ありがとうございました。

【教育総務課・橋本直樹課長】ありがとうございました。

【出石稔会長】それでは、続いて保育課さん。

では、お願いします。

どうぞ。

【保育課・村上晴美課長】保育課です。よろしくお願いいたします。

保育課の市民参加条例の対象事項の名称は、沼間小学校区放課後児童クラブの移転についてであります。

こちらは現在、東逗子の駅前用地に現在の建物がございまして、こちらが老朽化をしているため、沼間小学校のプールが廃止をされるということが、今年度決定いたしましたので、こちらのプールを壊しまして撤去して、その跡地に放課後児童クラブの建物を新築するという計画になっております。市民参加の対象事項の区分は（４）の市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画等の策定、または変更になります。事業の主な対象者につきましては、沼間小学校区放課後児童クラブの利用児童及びその保護者というふうになっております。

市民参加の方法はパブリックコメント、審議会、そして、その他で説明会・意見交換を予定しております。この方法を選択した理由といたしましては、パブリックコメントにつきましては、沼間小学校区という区域がございましてけれども、市民に広くご意見をいただくということで、パブリックコメントを、そして、審議会は子ども・子育て会議のほうにかけさせていただきます。それから、その他、近隣の住民の方、それから、もちろん利用する保護者に説明会、そして、ご意見をいただくということになっております。

スケジュールにつきましては、一番最後つけておりますが、まず審議회를5月に子ども・子育て会議を開きまして、こちらでスケジュールの説明をいたします。その後、9月にもう一度子ども・子育て会議、こちらで大体の実施設設計の案が出たところで、こちらに提示をいたしまして、その後、10月上旬から11月上旬にかけてパブリックコメントを実施する予定です。

それから、その結果につきまして、再度11月に子ども・子育て会議のほうで報告をさせていただきますということになります。併せて、近隣への説明、それから、保護者への説明というところも大体9月ぐらいに行っていくという形で、それぞれのご意見いただいたものをまとめて、計画に反映をさせていくという形になります。

簡単ですが以上でございます。

【出石稔会長】それではご意見等お願いします。

特によろしいですか。

それでは適当というふうに決定いたします。

ありがとうございました。

【保育課・村上晴美課長】ありがとうございました。

【出石稔会長】続いて、14、15が環境都市課さん。

まず、14番から。

【環境都市課・坂本秀文係長】環境都市課の坂本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

環境都市課から市民参加の対象事項ということで2件、ご説明させていただきます。

まずは名称としては、逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプランの見直しでございます。市民参加の対象事項の区分といたしましては、市民参加条例第7条第1項第1号に該当するものです。事業の主な対象者としては市民ということで、事業の概要としましては、平成31年、2019年3月に策定しました逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプランにつきまして、計画期間の最終年となりますことから、令和4年度中に見直しをして、新たに策定をするということになります。

実施する市民参加の方法としましては、パブリックコメントと意向調査の2つとしております。添付資料に令和4年度逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプランの改定スケジュールがございまして、パブリックコメントは令和5年2月1日から令和5年3月2日までを予定しております。

それと、意向調査、こちらは例年9月頃にカーフリーデーというイベントがございまして、そちらに合わせてアンケートを実施する予定で考えております。9月中に街頭ですとか、あとウェブでアンケートを実施して意向調査をしたいと考えております。

こちらの参加の方法を選択した理由としましては、こういったイベントのときにアンケートをして、できるだけいろいろな意見を伺いたいということと、パブリックコメントも実施しまして幅広くご意見を伺い、目指す姿としての安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちに資する計画としたいと考えております。

以上になります。

【出石稔会長】それではご意見等お願いします。

石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】ワークショップのメンバー表が参考に上がっていて、さらに改定スケジュール案が書かれているんですが、これはワークショップなんですか。それともワークショップメンバーという固定のメンバーによる懇話会みたいなものなんですか。

【環境都市課・坂本秀文係長】市民の公募をしていないワークショップという呼び方をしておりまして、市民参加条例上の、市民参加の対象にはならないと考えているものです。あくまで

も関係者、あと市民の方の中でも、歩行者と自転車のまちを考える会ということで、専門知識も有される方もいらっしゃいますので、そういった方々のご意見も踏まえながら、アクションプランの見直しを考えていきたいと考えております。市民参加の調査書のワークショップ欄に記載しているのは、補足のご説明として記載しているものになります。

【石田晴美委員】すみません。今の説明だと公募市民を入れなくていいからワークショップという名前にしたというように聞こえてしまうんですけども、本来は市民も入れる懇話会等にしたほうがよかったんじゃないですか。

【環境都市課・坂本秀文係長】そのご指摘もあろうかというところは承知しております、この会自体はそのテーマごとに、例えば商店会の会長さんですとか、いろいろな関係者の方をお声がけをして来ていただいている、その中に自治会の会長さんですとか、そういった方もお声がけすることもございますので、ちょっと固定したメンバーとして、今、今回の名簿のリストにはあるんですけども、その都度、内容に基づいて来ていただく方もいらっしゃるということになります。

【石田晴美委員】すみません。本来は一般の、これ逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプランなので、一般市民も参加する範囲にされたほうはよかったんじゃないでしょうか。

【出石稔会長】逆にしなかった理由があるんですか。

私もちょっと追加で意見を申し上げちゃうと、このワークショップを懇話会にしなくても、ワークショップに市民を参加させて、要はワークショップやるときに広報して……。

【環境都市課・坂本秀文係長】公募という形で。

【出石稔会長】公募というか、一般の方はどなたでもいらっしゃいと一緒に入ってもらって、オープンな、ワークショップというのはそういうものじゃないですか、本当は。多分、石田委員もそんなことをそもそも言いたいんだろうと思うんだけど、ワークショップを固定しているというのは、なかなか面白いなと思うんです。ワークショップを固定でいいとして、そこに別に懇話会じゃなくてもいいので、どうぞいらっしゃいとやれば十分市民参加になるんですけども。それで私いいと思うんですけども。そういう考え方はないのですか。

【環境都市課・坂本秀文係長】ご指摘のとおりと思います。

特にこの歩行者と自転車を優先するまちということで、どなたでも歩いたり、自転車に乗ったりする。市内を移動されるということはどなたでも当てはまる内容かと思っておりますので、市民参加というか、市民の方も一般の方もお越しいただけるような形で、そこでもご意見をぜひいただきたいとも思います。

【出石稔会長】石田委員どうでしょうか。

【石田晴美委員】すみません。よく聞こえなかったですけれども、結局だから何なのですか。これはこの後もワークショップというのは続くんですか。何かスケジュールを見ると、このワークショップのメンバーに、第1回というのが7月にあるけれども、これは何かワークショップをするんじゃなくて、こういうふうアンケートを取りますけれどもいいですかと聞いて、来年1月にはこういう形で案を修正しますけれどもいいですかという形なんですよね。ワークショップじゃないですか。何かワークショップという、一般的にはまっさらなところからみんな考えて積み上げていくようなイメージがするんですけれども、そういうものじゃなくて会議体なんですか。これはどうなっていくのかよく分からないですよね。

【環境都市課・坂本秀文係長】そうですね、ご指摘のようなまっさらな状態からつくるという想定ではちょっと違うと思います。

【石田晴美委員】だから、じゃ、どうすればいいのかとかはよく分からないんですけれども、これ今後もこの逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプランというのを適時アップデートしていくというお考えであれば、ワークショップという名称を変えて、何か市民参加の方法をきちんと入れた会議体にされたほうがいいんじゃないでしょうか。

【出石稔会長】今、吉原委員のほうから発言が。

【吉原和行委員】いいですか。

【出石稔会長】今ので。

【吉原和行委員】いや、石田委員のところ終わったんですか。

【出石稔会長】まだ、じゃ、ちょっと待ってください。

【吉原和行委員】待っています。

【出石稔会長】今、石田委員のところなんですけれども、それもそうだろうし、私がさっき申し上げたのは、もし聞こえていなかったら、要はワークショップの定義理解だとかあるけれども、今あるメンバーがいるんだったら固定させないで、固定というか、これをやるときにどうぞいらっしゃいとオープンにして市民に入ってもらって、今回やってみたらどうかと私は申し上げたんです。言ったところ、それはできるねというのが環境都市課からのコメントだったんです。だから、やり方等は、そうすればそれは市民参加になるので、恐らく私が申し上げたやり方だと何でしょうね、意見交換会か、そのあたりに。その他の意見交換会になるし、石田委員のやり方に変えれば、それは懇話会になります。どちらでもいいと思うんですが、せつかく固有メンバーもいるんだったら、少し市民の声を広げてやってみたらどうかなというぐらいの

提案でいかがでしょうか。

石田委員、よろしいですか。

【石田晴美委員】とくに異議はありません。実態に即した、ワークショップするんだったらワークショップだし、今回のスケジュール案を見るとワークショップじゃないような気がするので、何か最終確認とか書いてありますし、それは現況で考えていただければ。市民がもっととにかく参加しやすいように、市民の意見を聴取できるように。市民が逗子市の歩行者なので、まあ自転車も運転するんでしょうから、一般の本当の市民の声を丁寧に拾い上げるような方法にしていいただければいいかと思います。

【出石稔会長】そのあたり検討してください。

【環境都市課・坂本秀文係長】承知いたしました。ありがとうございます。

【出石稔会長】ではどうぞ、吉原委員。

【吉原和行委員】ワークショップのメンバー、この方々には報酬はどうなるんですか。

【環境都市課・坂本秀文係長】報酬はございません。あくまでもお声がけしてちょっと日程は調整させていただいて、お越しいただいていろいろご意見など意見交換させていただいているということです。

【出石稔会長】他は。

石田委員、また挙げていますか。

【石田晴美委員】違うことでよろしいでしょうか。

【出石稔会長】どうぞ。

【石田晴美委員】今のワークショップがあるのであれば、この調査書の1のところ、ワークショップのところに黒く塗りつぶしていただきたいというのと、それから次に、意向調査なんですけど、意向調査されるんですよね。

【環境都市課・坂本秀文係長】はい。

【石田晴美委員】意向調査は無作為200件と書いてあるんですが、これ街頭で配るんですよね。それから、ウェブのQRコードかなんかも配って、そこからやるというのであれば無作為じゃなくてその他なんじゃないんですか。調査書の書き方が。無作為抽出して200件じゃなくて、その他で街頭配布とか、ウェブでチラシ配布とかと。あとは200件は少なくないですかという2つです。

以上です。

【市民協働部・石井聡次長】書き方の問題、じゃ、一つ目のところ、今回のこの件、すごく紛

らわしいワークショップという表記を使っているんですけども、あくまでも調査書1の黒く塗るべきだということは、条例の一つの市民参加の手段としてワークショップを使う場合にやるべきなんだろうなということで、あえてここは抜いていただいています。本来、こちらの制度所管課からすると、庁内で紛らわしい言葉、本当は使ってほしくないんですけども、だいぶ、この名前でもう10年以上来てしまっていて、なかなか変えるのは今のところは難しいというので、今回、参加制度上のワークショップじゃなくて、ある種の固有名詞としてワークショップという表現を環境都市課のほうでは使っているという整理です。

2つ目のところは所管かな。こちらとしては無作為と思いません。事務局としても。

【出石稔会長】 思いませんですか。

【市民協働部・石井聡次長】 思いません。違うと思います。

【環境都市課・坂本秀文係長】 ご指摘のとおりということで、ちょっとすみません、無作為ということで、違っているというところだと思います。

【出石稔会長】 その他に直していただいて、かつ200件は少ないんじゃないかというご指摘についてはどうですか。

【環境都市課・坂本秀文係長】 例年、カーフリーデーというイベントに際して、市民の方、その会場にお越しの方にアンケート実施していますので、ご協力をお願いしますという形でお声がけをして、答えていただいているものがございます。直近2年の実績で言いますと、令和2年度実施した場合に、ちょうど回収できたアンケートの件数が200件だったということと、昨年、令和3年度についてはちょっと少なくとも100件程度のご回答ということだったので、これから実施するものに関しては、市の広報ですとか、そういった媒体、あとフェイスブックなどSNSの媒体でもアンケートを募って、より多くの方の意見をいただくような工夫をしたいと考えております。

【出石稔会長】 ということは、200件というのはあくまでも想定する数字で、もしかしたらたくさんになるかもしれないし、少なくなるかもしれないということですよ。

【環境都市課・坂本秀文係長】 たくさん頂けるのであれば、もうなおいと思います。

【出石稔会長】 約200にでもしておいたほうがいいかな。

どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 逗子が先日、逗子カーボンフリー2050でしたか、あれなんかは関わったりしないんですか。何かでかい絵があるところというのが乗ってくるものかなと思うんですけども。

【環境都市課・坂本秀文係長】ご指摘のとおりでして、この脱炭素と言われるカーボンニュートラル、できるだけ環境に負荷を与えない移動ということで考えると自家用車に頼らない、まさに歩いたり、自転車に乗ったりというのをできるだけこうして、もちろん公共交通を可能な限り利用しようというところはあるので、このカーボンニュートラルの施策の一つとして、この公共交通をしっかりと市として考えていきたいというところでもあります。

【川戸裕佑副会長】単体のイベントとしてやるのか、市としてカーボンニュートラルでやるか、これはこれでもうずっとやったから……。

【環境都市課・坂本秀文係長】そうですね、はい。

【出石稔会長】あとはよろしいですか。

そうしたら、大体今整理できたんですけども、先ほどのワークショップ、表現はもうそれは10年続いているんで、それはいいとして、確かにワークショップではないと思うんです。実際に、いわゆるゼロから、わいわいがやがややるワークショップではないんだけど、ましてや今特定の方になっているから市民参加手続きじゃないので、ワークショップ等にもつかないのはそれでいいと思うんです。ただ一方で、私たちが申し上げた、形はともあれ、この中に、オープンに市民に来てもらったと、私さっき申し上げたんです。それがもし実現できるならばやってほしいというのは、単純な市民が関わり合うということ。そしてもしそれが、意見交換会という位置づけにできるならば、種別の中のその他説明会、意見交換会というのはあるんだから、それにチェックが入るのかな。これは後で整理でいいと思いますので、そのあたり。要は、実質的に、せつかくこういういいというか、面白そうなワークショップ的なものがあるんだから、そこにもう少しオープンにやったらどうかという意見を申し上げましたので、その点についてはまたご検討ください。

【環境都市課・坂本秀文係長】ありがとうございます。

【出石稔会長】審査結果としては適当ということでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

それで、あと4件あるんですが、4時過ぎました。委員の方でご都合が悪い方いらっしゃいますか。時間が過ぎて申し訳ないです。大丈夫であれば、もし遠慮なく、特にオンラインの方で予定がある方は中座して結構ですけども、定足数が足りている段階で続けたいんですが、事務局いいですか。

【市民協働部・石井聡次長】はい、ありがとうございます。

【出石稔会長】では、続けて15番お願いします。

【環境都市課・坂本秀文係長】環境都市課2件のうちのもう一つのもので、こちらの名称としては市営駐輪・駐車場運営管理主体の変更について（市営駐車場条例廃止）ということでございます。

市民参加の対象の事項の区分としましては、市民参加条例第7条第1項第2号に該当するものです。対象者としてしましては、この自転車ですとかバイク、あとは車もありますが、市営駐輪駐車場の利用者が対象となります。事業概要につきましては、現在、市で管理する市営の駐輪駐車場4か所ございまして、こちらの運営管理主体について、10月から、今までは市が運営管理していたものを、公益財団法人自転車駐車場整備センターに変更しようとするものです。

自転車駐車場整備センターという団体が管理することになりますと、建物の改修工事に加えて、キャッシュレス化ですとか、駐輪する機械自体の機械化、もうちょっと使いやすい仕様になるということで、利用料金は変わらないものになりますので、利用者さんの負担は新たに発生しないものとなります。以上の手続のために市営駐車場条例も廃止することになります。

市民参加の方法につきましては、主な対象者がこの自転車ですとか、バイクなどの利用者さんということで、こちらの利用者さんに向けた説明会を行いまして、さらに幅広いご意見をいただくということでパブリックコメントを実施する予定であります。

パブリックコメントにつきましては、周知の方法、記載のとおりということで、実施期間は令和4年3月22日から4月20日までということです。説明会につきましては、次の付表に移っていただいて、3月8日に市役所の会議室で開催する予定であります。

以上になります。

【出石稔会長】では、ご質問等ありましたら、ご意見等ありましたらお願いします。

【吉原和行委員】はい。

【出石稔会長】どうぞ。

【吉原和行委員】ホームページ見たんですけども、パブリックコメント募集の中にこれ入っていますか。

【環境都市課・坂本秀文係長】すみません。

【吉原和行委員】私、広報読むと、3月の広報が先週来たんです。それを見るとパブリックコメント募集というふうに書いてあるんです。だから、それは市のホームページで閲覧可能と。ホームページ開いたんですけども、ないと思うんですけどもありますか。

【環境都市課・坂本秀文係長】失礼いたしました。もしかしたらまだ。

【市民協働部・石井聡次長】パブリックコメント始まったところでホームページは載せるんです。

【出石稔会長】まだ載ってないのか。

【市民協働部・石井聡次長】3月22日に……。

【吉原和行委員】いや、だけれども、広報にパブリックコメント募集と書いてあるんです。これを見て、じゃ実際に提出する期間は3月22日ということであって、今の内容について市民が見ることができるんでしょう。本当、普通広報に書いてあればホームページ閲覧可と書いてありますから、載ってなきゃいけないんじゃないですか。

例えば3月何日から閲覧可能とか書いてあるといいけれども、書いてないですよ。

【出石稔会長】この横長のスケジュールの上から4つ目に説明会及びパブコメ周知、ホームページ駐車場の掲示が2月28日からになっているけれども、これは何なのですか。それじゃないのですか。今のご質問ではないのですか。

要するにパブリックコメントをいきなり、確かにこの日から始まる、それに出ても事前に見られないというのはそのとおりなんですけれども、それじゃないんですか。

【吉原和行委員】普通こう書けばホームページに出ていると思いますよね。出ているべきじゃないんですか。もし出ていなければいつから閲覧可能とか。

【環境都市課・坂本秀文係長】いつからできるのかという。

【出石稔会長】これに限らず、全体的な問題だけれども。

【市民協働部・石井聡次長】通常スケジュールですと、まず8日に説明会をやります。そこで初めて案が出します。その案を出したものに対して、説明会での意見を反映したものをパブリックコメントの案として、内部的に市長まで決裁を取って、これでよろしいかというのが決まった段階で初めて外に案が出るので、確かに、おっしゃるとおりこれなど、もうすぐ案が見られるように読めちゃうんですけれども、実際はこの募集期間の直前になって案をホームページに載せる、あるいは配架することがほとんど。

【吉原和行委員】ここに書くべきじゃないですか。

【市民協働部・石井聡次長】それはそのとおり。

【吉原和行委員】いつから閲覧可能と。

【市民協働部・石井聡次長】ここでいうと募集期間のところに閲覧募集期間とかいう書き方が適切だと思います。

【出石稔会長】そのあたり、ちょっとよくホームページなんかでパブリックコメントをやって

いる場合、報告が上がっていて、まだアクティブになっていないという場合もあるんです。見られるようになったらアクティブになって、そこをクリックすれば中身に入れるというのは、大体通常のやり方だと思うんです、僕。そうするとアナウンス、予告になっているんです。いつからパブリックコメントをやっている、中身はまだ見られない。それは確かに、あとは日付が書いてあれば、それはもっとクリアです。いつから見られる。それが意見がいつから出せる。だから、こうなるんで、そのあたりの整理もまたしっかりやってほしいんですが、少なくとも今、今日3月1日でしょう。説明会、そのあたりは調整してアナウンスはしっかりやったほうがいいと思います。事前周知です。

【市民協働部・石井聡次長】はい。

【出石稔会長】それはそのようにお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

じゃ、今の点はパブリックコメントの案内の明記。

【吉原和行委員】これはやっぱり広報に載せているわけですから、普通の人はこう書いてあればホームページ見れば読めると思いますよね。

【市民協働部・石井聡次長】分かりました。

【出石稔会長】その点はあれですけども。

【市民協働部・石井聡次長】こちらで対応します。

【出石稔会長】それで、審査としては適当とさせていただきます。よろしいですね。

では、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

【環境都市課・坂本秀文係長】ありがとうございました。

【市民協働部・石井聡次長】ちょっと資料戻っていただいて、3番の企画課をお願いします。

【出石稔会長】それでは、先ほど冒頭に石井さんからもありましたが、3番の案件は総合計画審議会として私に関わったものなので、副会長のほうに進行してもらいたいと思います。

【川戸裕佑副会長】はい。

企画課、お願いします。

【経営企画部・仁科英子参事】企画課の仁科と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは市民参加の対象事項の名称は、逗子市総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定になります。こちらですが、昨年3月の市民参加制度審査会の際には、総合計画中期実施

計画の策定という対象事項名で審査いただいたものですが、前期の実施計画が2022年で終了するということから、次の8年間の中期の実施計画の策定を行うということについて審査をいただいたところです。

その際に、基本構想の8年ごとの見直しのタイミングも同じ時期であるということをご失念しておりまして、中期実施計画についてのみ審査をしていただいたところですが、その後、併せて検討を行っているところですが、今回はその基本構想の改定の内容を合わせまして、中期実施計画の策定につきましても改めて、併せて提出をさせていただきました。

昨年の審議と重複するところがございますけれども、ご了承いただければと思います。

市民参加の対象事項の区分ですが、第7条第1項第1号に該当いたします。

次に市民参加の方法ですが、こちらがパブリックコメント、審議会、意向調査、その他としまして意見交換会としております。こちらにつきましては、昨年度の審査会のほうで、「コロナ禍で制約はあるが、ワークショップなど十分な市民参加の手法を検討されたい」というご意見をいただきましたところから、昨年度の審査会の後にその意見交換会を行うことといたしました。

添付の資料といたしましては、基本構想の改定と中期実施計画策定のスケジュールと、それから総合計画審議会の名簿をつけさせていただいております。

それぞれ行う市民参加の理由につきましては記載のとおりですが、付表に基づきまして簡単にご説明をさせていただきます。

付表のパブリックコメントの部分でございますが、こちらは閲覧場所としまして上記以外の施設として、さらに福祉会館、療育教育総合センター、保健センター、子育て支援センターを追加しておりまして、時期としましては、令和5年1月から2月ぐらいを予定しております。

続きまして、総合計画審議会の部分でございますが、こちらが、先ほども申しましたが、名簿を添付しております。開催時期につきましては、スケジュールにありますとおり、庁内で意見をまとめた後、それぞれの計画の懇話会等での意見聴取を経て、7月ぐらいにはそれがまとまってくるということで、7月以降に審議を行う予定です。全8回のうち1回につきましては、計画の進行管理も併せて行うこともございますが、策定についての検討も併せて行うことも想定されることから、年間に予定している回数を全て入れております。

続きまして、付表のその他のところで意見交換会の部分のご説明をいたします。開催日時といたしましては、2月26日、3月5日、3月12日ということで、今年度の最後に基本構想の5本の柱がございますので、その5本の柱に合わせまして5回、その分野別に行うということ

やっております。先週の土曜日に1回目、2回目を行ったところでございます。

もう一つの付表です。意向調査でございます。昨年12月から今年1月にかけて、まちづくりに関する意識調査を実施いたしまして、ただいま集計を行っているところでございます。

説明につきましては以上です。

【川戸裕佑副会長】ありがとうございます。

では、意見ををお願いします。

【吉原和行委員】これは非常に重たい事象なんで大変だと思いますが、市民参加の形もフルスペックでやったらどうかと思うんですが、例えば、市民会議なんて必要ないんでしょうか。

【経営企画部・仁科英子参事】市民会議というのは、市民討議会という理解でよろしかったでしょうか。

市民討議会は、前回基本構想をつくる際に実施いたしました。今回は8年ごとの見直しのタイミングであるということから、それぞれの懇話会等の意見聴取を経て見直しを図っていると思っております。ゼロからのつくり上げではないということがございますので、今回はこのような方法を取らせていただきました。

【川戸裕佑副会長】意見交換会を5回実施するのは、追加でやるという内容でしたか。

【経営企画部・仁科英子参事】昨年の審査会の際には、市民参加の手段としてはパブリックコメントと審議会と意向調査の3つでございましたが、昨年度の審査会のご指摘を受けて意見交換会を追加で行うこととしたというご報告でございます。

【川戸裕佑副会長】はい、分かりました。

石田委員、どうぞ。

【石田晴美委員】すみません、意見交換会なんですけど、2月26日はどれぐらいの参加があったのでしょうか。

【経営企画部・仁科英子参事】午前、午後と1回ずつ行いまして、1回目は11名、2回目が16名でございます。現段階での参加人数なんですけれども、3回目12名、4回目11名、5回目7名ということで、延べで57名を予定しております。以前の総合計画の策定のときに、全1回で開催したことがあるんですけれども、50名以上の参加というのはなかったかと思っております、オンラインであるということと、開催回数を分けたということで、同じ方が参加したい分野に複数回参加できるようなことができたかなというふうに思っております。また、このコロナ禍にあって最初からリアルを予定していて途中で切り替えるというのではなくて、試行的ではあるんですけれども、オンラインでの意見交換会という形を取りました。ですので、それぞれ一

つの柱には4つから5つの小柱というのがあるんですけども、グループを3つぐらいに分けて、小さな小グループで1時間程度意見を出していただいて、それをまた全体に戻って発表してというような手法を取りました。

【石田晴美委員】ありがとうございました。

ちょっと続けてよろしいですか。

意向調査、市民意識調査なんですけど、これはもう終わってしまった、もう終了されたんですよね。この意識調査なのでアンケートだと思うんですけども、アンケートの調査項目については審議会等に事前に諮る等の意見聴取というのはされたんでしょうか。

【経営企画部・仁科英子参事】調査項目について、今回は事前には諮っておりません。

【石田晴美委員】それは何で、せっかく審議会があるので、この形で市民意識調査をします、アンケート案みたいなのは示されたほうがよかったように思うんですけど、いかがでしょうか。

【経営企画部・仁科英子参事】そういうご判断もあろうかと思えます。

アンケートの調査項目、調査の内容は審議会にご報告をさせていただきました。

【石田晴美委員】それは終わった後、終わる前。

【経営企画部・仁科英子参事】実施前です。

【石田晴美委員】ああ、実施前。

【経営企画部・仁科英子参事】はい、実施前といたしますか、ほぼ同じタイミングですが、もう既に印刷をしているような状況でございましたので、そういう意味ではその時点で見ていただいても変更はできなかったタイミングだったと思います。

【石田晴美委員】分かりました。

【吉原和行委員】周知方法、広報ずし2022年2月号、どこに書かれていますか。意見交換会を行うという。

【経営企画部・仁科英子参事】2色のページの下半分ぐらいに、こちらです。

【吉原和行委員】すみません。こんなに大きく書いてある。失礼しました。

【経営企画部・仁科英子参事】市民の方には分野別意見交換会という言い方ではなくて、「これからの逗子のまちについて話し合おう」というタイトルでお知らせを広報でいたしました。

【川戸裕佑副会長】意見交換会はその十何名か来て、小グループで分かれるときに各グループでどなたか担当は。

【経営企画部・仁科英子参事】それぞれの担当課の職員と企画課の職員も、それぞれの小グループに意見はしていないですけども入りました。

【川戸裕佑副会長】この人数というのは市民の方の人数。

【経営企画部・仁科英子参事】そうです。

【川戸裕佑副会長】じゃ、全体的には二十何名とか。

【経営企画部・仁科英子参事】そうです、はい。

【吉原和行委員】ここには意見交換会と書いていないんですね、あえて。

【経営企画部・仁科英子参事】堅苦しくしないようにいたしました。

【川戸裕佑副会長】その他意見、いかがでしょうか。

では、適当としたいと思います。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

【経営企画部・仁科英子参事】ありがとうございました。

【出石稔会長】それでは、はい、続けます。

最後は市民協働課ですね。

【市民協働部・石井聡次長】はい。

【出石稔会長】16番、お願いします。

【市民協働部・石井聡次長】対象事項につきましては、仮称ですが、地域自治に関する条例の制定になります。対象区分としては6号のその他、市の執行機関が必要と認める行政活動になります。こちらの地域自治に関する条例の中身なんですけれども、現在逗子市内には小学校区が5つございます。その小学校区ごとに住民自治協議会という組織をしております、市はその自治会ではなくて、新たな組織をつくってそれぞれの組織に対して財政的な支援ですとか、場所の支援をして、その小学校区ごとの地域課題の解決のために自主的に設立された組織の支援を行って、この組織がその小学校区を代表する組織ですよということで、今内部の要綱という法形式で認定条件を定めているわけなんですけれども、それを条例化するという意味での条例の制定になります。

市民参加の手法ですけれども、パブリックコメントと懇話会、それからワークショップを予定しております。パブリックコメントは現在のところは12月頃をめどに考えております。それから、懇話会については、今年度立ち上げをして、人数としては8名で、公募の市民を2名入れるほか、それぞれ今立ち上がっている住民自治協議会4つ、それから逗子小学校区には立ち上がっておりませんで、そこには設立準備会というブロックの会合があるものですから、そ

れぞれからお1人ずつ出ていただくという構成に学識経験者お1人入れた8名という会議体での検討をお願いしたいというふうに考えています。

おおむね3回程度、年内に検討していただいて、ご意見をいただくということと、それからワークショップをその懇話会の開催の途中に広く市民を交えたものを1回という予定をしています。

以上が懇話会の構成、それからスケジュールになりますが、整理されたものは添付資料のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【出石稔会長】 それではご意見等をお願いします。

【川戸裕佑副会長】 はい。

【出石稔会長】 どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 桜山ブロックというのが逗子小区のですか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、そのとおりです。

【川戸裕佑副会長】 先ほど自主的に設立されたとおっしゃったのは、各学校、それなりに市のほうからも意向があって設立されたものだと思ったんですけども。

【市民協働部・石井聡次長】 基本的には自主的に設立していただくというところですが、ただ、地域によっては市がやってくれと言われたからやったというふうに言われちゃっているところも、地域としてはあります。

【川戸裕佑副会長】 あと、これまでもいろんな委員会に各住民自治協議会の方が参加されていて、そこは有志で参加されているのか、ちょっと分からないですけども、今回条例になるとより強制力が強くなるというような認識でしょうか。

【市民協働部・石井聡次長】 強制力としての条例ということで、必ず、例えば逗子小学校区につくれとか、もう既存にある団体をもう絶対解散できませんよということではないです。あくまでも住民自治協議会の位置づけが要綱で認定したものなのか、条例で認定したものなのかという違い、それから、市としては、民主的な運営、透明な運営を条例の中で担保して、こういうことはやってはいけませんよ。例えば、政治、宗教といったものとか、そういった禁止事項を明らかにするということで、より一層それぞれの地域で活動していただくための根本というか、根拠を明確にするというものになります。

【出石稔会長】 設置は義務づけることはできないですので、多分条例でもそうだけれどもできる規定なんです。住民の意志で、自主的な意思でつくっていいよ。それがもしかしたら極論で

すけれども、じゃ逗子小学校区が1つになるとは限らないということでしょう。

【市民協働部・石井聡次長】はい、今のところ。今の要綱では小学校区ごとに1つとしていますけれども、そこも、今なかなか逗子小学校区が設立が難しい中では、少し幅のあるような形で認定するような規定を考えてはいます。なので、複数になるかもしれない。ただ、それであつたとしても、こちらから絶対つくらないと駄目ですよというつもりはないです。

【川戸裕佑副会長】でも、条例にするという、何か経緯があるのかな。ちょっと背景として、私は池子の住民協にいた時期がありまして、いろいろ課題があるのは重々承知しています。

【市民協働部・石井聡次長】そうですね。もともと、そういう意味では、すみません。先ほどのご審議と同じように、やっぱりバックボーンが十分にこちらが説明できていないんだと思いますが、もともとは自治基本条例の検討の中で、自治基本条例と一緒にこの地域自治に関する条例と、それから、市民協働を推進する条例の3本をセットで市としては想定をしていたんですけれども、自治基本条例の検討を凍結するということになったので、こちらの地域自治に関する条例は独立してここから、令和4年度から検討を始めようというものです。なので、順調に条例案の策定が進めば、こちらのスケジュールどおり、パブリックコメントまで進んで、議会の提案まで進むかもしれませんし、あるいはもうその辺、どこまで順調にいくかというのはまだこれから検討を進めてからの結論になるかなとは思っています。

【川戸裕佑副会長】分かりました。

【出石稔会長】ほかいかがでしょうか。

これは今、まさに進行中で、中身がまだ、今説明はありましたけれども、あれですね、メンバーもこれからだし、今後進めていく、結構重要だと思います。

よろしいでしょうか。

では、こちら適当とさせていただきます。

【出石稔会長】じゃ、最後17番、お願いします。

【市民協働部・石井聡次長】17番は、ずし男女共同参画プラン2022の改定になります。

これは市の個別計画として位置づけられているものになりますので、市民参加の対象事項の区分としては、1号のその他市政の基本的な事項を定める計画に該当いたします。これまで平成8年に、最初は女性プランという名前でこの分野の計画を策定して以降、何度か改定をする中で、国の男女共同参画基本法ができたりする中で、現在は男女共同参画という表現を使った計画を進めているわけですが、この計画年次が2022年で終わるものですから、これを改

定するものになります。

市民参加の手法といたしましては、パブリックコメントと懇話会等になります。懇話会につきましては、名称がずし男女共同参画プラン推進会議という会議体がございます、現在は学識を含めた全体人数13名のうち公募市民が4名いらっしゃいますので、公募市民の割合としては3割を超えている状況になります。

スケジュールとしましては、4月以降、4回の推進会議の中でご意見をいただき、年明けあたりでパブリックコメントを実施して、来年、令和5年4月から計画としては動かしていくという予定でございます。この計画の事前準備として、1枚目の調査書1の備考欄に書いてありますけれども、これも無作為抽出のアンケート調査を、これは定期的に行っているものを令和2年11月に実施をしております。こちらについては、この推進会議は計画の進捗管理等にも携わっていただいておりますので、こちらの推進会議の意見をいただいた形で実施をしております。

説明は以上です。

【出石稔会長】 それではご意見等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、こちら適当ということで審査結果としたいと思います。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 それでは、だいぶ超過してすみません。申し訳ありませんでした。17件終わりました。念のため確認をしておきます。

個別にももちろん審査票を出してもらうんですけども、1番と2番が条件付きの適当、それ以外が適当とします。

それからコメントについてはそれぞれ書いていただきますが、一応代表的なものを挙げておくと、1番、2番についてはアンケートの実施は事前に、アンケート実施前にこの審査会での市民参加の審査手続をすべきであったということ。特に1番については、これは第四次の計画の際には是正されたいということをつけるということでした。それから、10番の個人情報保護条例の改正については、市民委員の多選について検討が要ということをつける。それから12番の久木小学校の件については、説明会を久木小でもしてはどうかということ。それから14番はワークショップに一般市民も参加できるような方法を考えたらどうかということをつけたいと思います。それから、その次の15番の駐輪駐車場については、パブリックコメントの案内をホームページに掲載することというのを入れたいと思います。

あとはもし意見がありましたら、コメントをつけていただければと思います。

何かご発言ありますか。よろしいですか。

それでは超過して申し訳ありませんでしたが、以上で審査のほうを終わります。

一旦事務局に返します。

【市民協働部・石井聡次長】長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

予備の日程としまして3月22日をいただいておりますけれども、本日終了いたしましたので、今年度のこの事例の審査については以上となります。

審議の中で特に行革のところで、吉原委員のほうから、やはりちょっとバックボーンが示されていないとなかなか対象事項自体の中身が分かりにくいというご指摘をいただきました。我々も、あるいは各課も、あるいは委員の皆さんもこの書式に慣れていただいているとは思いますが、やはりこの書式の中で事業概要が2行か3行ぐらいしかなくて、分かっている人間はいいんですけれども、そうでない委員の方に説明する中ではだいぶ不十分なんだろうというふうにも思いますので、もう少しそのあたりが明確に分かるような書式に、この書式、あまり変えないでわざと来ていたんですけれども、そろそろ見直す必要があるのかなというふうに思います。

ちょうど今年5月で委員の任期も変わりますので、次回の7月の事後の評価の会のときに、この事前の書式について案をお示しして、それを来年3月の事前審査のときに新たな書式でスタートできればと、今私が勝手に決めただけなんですけれども、考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

委員の任期として、また個別にご相談いただくんですが、先ほど市民委員の多選というところもありましたが、川戸委員がここで3期終わる形になりますので、ここでご卒業いただく形かなというふうに思います。こちらについてもなかなか1期で、本当に年に1回しかない事前審査でもありますので、やはり複数期やっていただかないと厳しいなというのはありましたが、やはり先ほどの議論を踏まえると、ある程度のところで、こちらが甘えてしまうのはよくないのかなというのもありましたので、今回が最後の会になるかな。どうもありがとうございました。

【吉原和行委員】私もそのつもりなんです。2期なんです、たしか。2期でもうお役御免になると思っていますので、よろしくお願いします。

【市民協働部・石井聡次長】これまでは本当にありがとうございました。

では、こちらからは以上になります。

【市民協働課・川嶋名津子副主幹】事務局からは、もし、今日頂けるようでしたら審査の審査票のほうをこちらにご提出していただけると助かります。もう少し時間をかけて書きたいということでしたら、後日でも構いませんので、よろしく願いいたします。

【出石稔会長】それじゃ、どうもお疲れさまでした。

【市民協働部・石井聡次長】ありがとうございました。

— 了 —